

職員の給与等に関する報告及び勧告

平成 23 年 10 月

和歌山県人事委員会

和人委第149号

平成23年10月26日

和歌山県議会議長 新島 雄様
和歌山県知事 仁坂 吉伸様

和歌山県人事委員会委員長 守屋駿二

職員の給与等に関する報告及び勧告について

本委員会は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等について、別紙第1のとおり報告し、併せて給与の改定について、別紙第2のとおり勧告します。

この勧告に対し、その実現のため、必要な措置をとられることを要請します。

別紙第1

報 告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与等を決定する諸条件について、職員及び民間双方の給与等を調査・研究し、慎重に検討を行った。その結果は、次のとおりである。

1 職員の給与等

職員の給与等の実態は、「平成23年職員給与等実態調査」の結果によれば、平成23年4月1日現在で、次のようにになっている。

(1) 職員数

職員の総数は、15,095人であり、従事する職務の種類に応じ、行政職、研究職、医療職、教育職員、警察官等の給料表が適用されており、そのうち行政職給料表が適用されている職員の数は、3,811人である。 (参考資料第1表)

(2) 平均年齢

職員の平均年齢は、全職員については44.0歳、行政職給料表適用職員については42.7歳となっている。 (参考資料第2表)

(3) 学歴別、性別人員構成

職員の学歴別人員構成は、大学卒76.3%、短大卒11.1%、高校卒12.5%、中学卒0.1%となっている。

また、職員の性別人員構成は、男性62.7%、女性37.3%となっている。

(参考資料第5表)

(4) 平均給与

職員の平均給与月額は、全職員については394,530円、民間給与との比較対象となる行政職給料表適用職員については374,872円となっている。これらの

金額を昨年度のものと比較すると、全職員の平均給与月額は2,792円減少し、行政職給料表適用職員の平均給与月額は85円減少している。

なお、本年度の職員の給与については、職員の給与に関する条例等の特例措置により減額がなされており、当該減額措置がないものとした場合、全職員の平均給与月額については395,493円、行政職給料表適用職員については376,196円となる。これらの金額を昨年度のものと比較すると、それぞれ、2,780円及び87円減少している。

(参考資料第6表)

2 民間の給与等

(1) 職種別民間給与実態調査

本委員会は、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内民間事業所232のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した118の事業所を対象に、「平成23年職種別民間給与実態調査」を実施した。調査では、公務と類似すると認められる78職種の約5,200人について、本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額等を実地に詳細に調査した。

また、各民間企業における給与改定の状況や、雇用調整の実施状況等についても、引き続き調査を実施した。

(2) 調査の実施結果

本年の職種別民間給与実態調査の主な調査結果は次のとおりである。

ア 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った事業所は、大学卒で26.7%（昨年19.2%）、高校卒で27.0%（同16.0%）となっている。

(参考資料第15表)

また、新規学卒の事務員及び技術者の本年4月における初任給の平均額は、大学卒で195,213円（昨年198,473円）、高校卒で155,038円（同156,339円）となっている。

(参考資料第13表)

イ 給与改定の状況

一般の従業員について、ベースアップを実施した事業所の割合は19.4%（昨年13.7%）となっており、昨年に比べて増加している。一方、ベース

アップを中止した事業所の割合は14.1%（同20.2%）、ベースダウンを実施した事業所は0.7%（同ゼロ）となっている。

また、一般の従業員について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は81.5%（昨年74.2%）、昇給額が昨年に比べて増額となっている事業所の割合は31.4%（同17.8%）と、それぞれ昨年に比べて増加している。

（別表第1、別表第2）

ウ 住宅手当の支給状況

住宅手当の支給状況をみると、住宅手当を支給する事業所の割合は46.3%となっており、昨年（48.2%）と比べて減少している。また、自宅居住者に住宅手当を支給する事業所の割合は35.2%で、昨年（35.9%）と比べて減少している。なお、特に、自宅居住者に住宅手当を支給する事業所の割合については、平成15年に比べて15.5ポイント減少している。

（別表第3）

エ 雇用調整の実施状況

雇用調整の実施状況をみると、平成23年1月以降に雇用調整を実施した事業所の割合は21.3%となっており、昨年（23.9%）に比べて減少している。雇用調整の措置内容をみると、一時帰休・休業が最も多く、9.2%となっている。

（別表第4）

3 職員給与と民間給与との比較

(1) 月例給

本委員会が、前述したそれぞれの調査の結果に基づき、職員にあっては行政職給料表の適用職員、民間にあってはこれに相当する職種の職務に従事する者について、責任の大きさ、学歴、年齢等の条件が同等と認められる者の相互の給与を比較し、較差を算出したところ、民間の給与が職員の給与を1人当たり平均にして347円上回っている（0.09%）ことが明らかとなった。

また、本年度の特例措置による減額がないものとして同様の比較を行うと、民間の給与が職員の給与を977円下回る（△0.26%）ことになる。（別表第5）

(2) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与

等の特別給は、年間で平均所定内給与月額の3.97月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数（3.95月）を0.02月分上回っていた。

（別表第6）

4 物価及び生計費

総務省及び和歌山県企画部企画政策局調査統計課の調査による本年4月の消費者物価指数は、昨年同月に比べて全国で0.4%の下落、和歌山市で同水準となっている。

また、本委員会が同省の家計調査（勤労者世帯）を基礎として算定した本年4月における和歌山市の2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ156,110円、178,450円及び200,782円となった。

（参考資料第22表、参考資料第23表）

5 国家公務員の給与等に関する報告及び勧告

人事院は、9月30日、国家公務員の給与等に関する報告及び勧告を国会及び内閣に対し行った。報告及び勧告の主な内容は次のとおりである。

- (1) 民間給与との較差（△0.23%）を解消するため、50歳台を中心に40歳台以上を念頭に置いた俸給表の引下げ改定
- (2) 給与構造改革における経過措置額は、平成24年度は2分の1（上限1万円）を減額し、平成25年4月1日に廃止。これにより生ずる原資を用い、若年・中堅層を中心に、給与構造改革実施のために抑制されてきた昇給を回復
- (3) 国家公務員制度改革に関する報告
 - ア 国家公務員制度改革の前提となる基本認識
 - イ 国家公務員制度改革関連法案に関する論点
 - ウ 国家公務員制度改革基本法に定める課題等についての取組

また、人事院は、国会及び内閣に対し、定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出を行った。

なお、これらの報告及び勧告並びに意見の申出の概要は、別記のとおりである。

6 む す び

(1) 給与の改定

職員の給与決定に関する基本的な諸条件は、以上報告したとおりである。

職員の給与については、本年も特例措置による減額が行われている。この措置が本県の厳しい財政状況によりとられている時限的な措置であることを考慮すれば、職員の給与を検討するに当たっては、昨年と同様に特例措置による減額がないとした場合の給与を基に比較することが適当である。その結果、本年4月の民間の給与が、職員の給与を下回る（△977円、△0.26%）こととなつたので、本委員会としては、職員の給与を次のように改定する必要があると判断した。

まず、月例給の改定については、過去から均衡の原則に基づき、人事院勧告の内容を考慮し決定してきたところであるが、本年の人事院勧告の内容は、民間の給与水準を考慮し、50歳台を中心に40歳台以上を念頭に置いた俸給表の引下げを行うものとなっている。

本県の公民較差を解消するうえにおいて、人事院勧告の改定内容の中で、過去から最も考慮してきたものが俸給表の改定であることから、本年においても、人事院勧告の行政職俸給表(一)に準じて行政職給料表の改定を行うことが適當である。

なお、再任用職員の給料月額についても、再任用職員以外の職員の給料月額の改定に準じた改定を行う必要がある。

行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表の改定内容に準じて改定する必要がある。ただし、医療職給料表(1)については、本県においても国と同様に、医師の処遇を確保する観点から、人事院勧告に準じて、引下げ改定を行わないことが適當である。また、第2号任期付研究員（若手研究員）に適用される給料表についても、人事院勧告が、若手研究者を対象とした俸給表である任期付研究員俸給表（若手育成型）について引下げを行わないこととしていることから、本県においても、人事院勧告に準じて、引下げ改定は行わないこ

とが適当である。

また、上記の改定が行われることを踏まえ、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年和歌山県条例第6号）附則第9項から第11項までの規定による給料（経過措置額）についても、医療職給料表(1)適用職員及び第2号任期付研究員（若手研究員）を除き、引き下げる事とする。引下げ後の経過措置額の算定の基礎となる額は、平成18年3月31日において受けている給料月額に、その者に係る一昨年の経過措置額の引下げ率（△0.15%）及び昨年の経過措置額の引下げ率（△0.17%）並びに昨年と同様の方法により算定した本年の引下げ率（△0.42%）を考慮して定めた率を乗じて得た額とする。

この改定により、給料月額及び経過措置額の合計額（本年4月現在平均338,776円）は、平均871円の減（△0.23%）となる。このほか、給料の月額を算定基礎としている地域手当等の額が減少することにより、平均で22円の減となる。

次に、自宅に係る住居手当について、昨年の本委員会の報告において、民間、国及び他の都道府県の状況を総合的に判断し、廃止に向けて所要の見直しを行うことが適当である旨言及しているところである。なお、自宅に係る住居手当は公民比較の対象となる給与の一つであり、その改定については公民較差の範囲内で行う必要があるため、本年については、前述した較差を踏まえ、給料表及び経過措置額による減額分を考慮した上で、手当の額を改定することとする。

なお、国においては、昨年から当分の間、55歳を超え、行政職俸給表（一）6級以上の職員の俸給及び俸給の特別調整額の支給額の一定率を減額する措置が実施されているが、この措置については、前述した給料表の改定と自宅に係る住居手当の改定を行うことにより公民較差が解消できることから、本年においても行う必要がないと判断した。

期末手当・勤勉手当については、民間の特別給の年間支給割合が3.97月であり、職員の年間支給月数（3.95月）と概ね均衡していることから、本年は、改定を行わないことが適当である。

これらの改定は、職員の給与水準を引き下げる内容の改定であるため、この

改定を実施するための条例の規定は、遡及することなく施行日からの適用とする。なお、同条例の施行日については、減額改定に伴う日割計算などの事務の複雑化を避けるため、公布日の属する月の翌月の初日（公布日が月の初日であるときは、その日）とする。しかしながら、公務と民間の給与は4月時点で比較し均衡を図ることとしており、遡及改定を行わない場合であっても、4月からの年間給与において公務と民間の均衡を図る観点から所要の調整を行うことが、情勢適応の原則にもかなうものであるとする人事院の考え方を踏まえれば、本県においても年間で均衡させるための所要の措置を講ずることが適當であり、その具体的な年間の調整についても、人事院の調整方法を踏まえて行うことが適當である。また、行政職給料表以外の給料表についても、引下げ改定が行われない医療職給料表(1)及び第2号任期付研究員（若手研究員）に適用される給料表を除き、行政職給料表と同様の調整を行うことが適當である。

ところで、特例措置による給与の減額は、一般職員については昨年3月をもって終了したが、引き続き、管理職員のみを対象とした特例措置による給与の減額が行われている。これらの措置は給与勧告制度の趣旨とは異なるものであり、本委員会としては、速やかに職員の給与を地方公務員法に定める給与決定の原則により措置するよう要望するものである。

(2) 給与構造改革に伴う給料の経過措置額

国において、平成18年度から実施した給与構造改革については、俸給表水準の引下げを行う一方、個々の職員が受ける新たな俸給月額が平成18年3月31日に受けていた俸給月額に達するまでの間は経過措置を設けて、段階的に実施することとし、この経過措置の実施により不足する制度改革原資を確保するため、平成18年度から平成21年度までの4年間にわたり全職員の昇給を毎年1号抑制してきたところである。人事院は、高齢層における官民の給与差について公務が民間を相当程度上回っていることから、平成25年度からの定年の段階的な引上げを見据え、経過措置額については来年4月から2分の1（上限10,000円）を減額し、平成25年4月1日に廃止することとしている。さらに、経過措置額の廃止に伴って生ずる制度改革原資を用いて、若年・中堅層を中心に、給与構造改革期間中に抑制されてきた昇給を回復することとしている。

本県においても、給与構造改革については平成18年度から基本的に国に準じた制度を実施してきたところであり、定年の引上げを見据えた対応が必要であることから、本県における制度導入の経緯や実情を考慮した上で、人事院勧告による国の措置に準じた取組を実施することが適当である。

(3) 公務運営の改善

公務運営について、改善を検討すべき事項と今後の課題は、次のとおりである。

ア 人材の確保

社会経済情勢が大きく変化し、行政課題が複雑・高度化する中、県政の諸課題の解決に向け、前向きに取り組むことのできる優秀な人材を確保することが重要な課題となっている。

このため、職員採用Ⅰ種試験（大学卒業程度）において、受験年齢制限の緩和、第1次試験（筆記試験）合格者枠の拡大、一般行政職特別枠の導入、複数回面接の実施など、意欲的で行動力のある多様な人材を確保するための取組を行ってきたところである。

今後も、更に効果的な採用試験の実施方法について、国及び他府県の動向等を注視しつつ検討を進めていくこととする。

なお、より多くの受験者を確保することを目的として、和歌山市内や東京都内、関西圏の大学等で採用説明会を開催するとともに、任命権者においても県庁職場ガイドを実施しているところであるが、更に内容を充実させ、情報提供を行っていくこととする。

イ 女性職員の登用の拡大

女性職員の登用については、これまで男女共同参画の観点から様々な取組が進められているが、政策に多様な視点や新しい発想を導入するという観点からも、女性職員の登用の拡大は重要である。

今後も、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現、能力開発や能力発揮に対する支援の充実、職員の意識改革等の課題解決に努め、女性職員の登用の拡大に向けた取組を進めていく必要がある。

ウ 人事評価制度の充実

人事評価制度については、既に各任命権者において様々な取組が進められているところであるが、能力・実績に基づく人事管理の基礎となるものであることから、評価基準や評価手続を始めとする制度の見直しを行い、信頼性をより一層高めていくことが求められている。

国家公務員における新たな人事評価制度の動向を注視しながら、職員の意欲の向上と組織の活性化につながる人事評価制度として、定着させていく必要がある。

エ 高齢期の雇用問題

本年人事院勧告において、定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出がなされたところである。

本県においても国と同様に定年年齢が引き上げられることを視野に入れ、定年延長に伴う人事・給与制度の見直しに向けた検討を早期に進める必要がある。

オ 地方公務員の労働基本権問題

国家公務員の労働基本権問題については、本年4月に「国家公務員制度改革基本法等に基づく改革の『全体像』について」が示され、本年6月に国家公務員制度改革関連四法案が国会に提出されたところである。また、本年の人事院勧告の際の「国家公務員制度改革に関する報告」において、人事院は、国家公務員制度改革関連法案に関する論点を示したところである。

一方、地方公務員の労働基本権については、「全体像」において、「地方公務員制度としての特性等を踏まえた上で、関係者の意見も聴取しつつ、国家公務員の労使関係制度に係る措置との整合性をもって、速やかに検討を進める。」とされたことを受け、総務省から「地方公務員の労使関係制度に係る基本的な考え方」が示されたところである。その内容は、国家公務員制度の改革案にあわせて、地方公務員の労使関係制度について、協約締結権を認めた上で、人事委員会勧告制度を廃止し、労使で団体交渉を通じて勤務条件を決定する仕組みを構築するものであり、戦後の地方公務員制度を大転換するものであることから、今後もその動向を注視していく必要がある。

力 勤務環境の整備

(ア) 超過勤務の縮減と年次有給休暇の取得促進

超過勤務の縮減については、職員の心身の健康保持、労働意欲や活力の維持など、また、公務能率の向上の観点からも、繰り返し要請してきたところである。

各任命権者においても、超過勤務の縮減の必要性を認識し、管理職員に対し、具体的な方策を講じ、その徹底を図るよう、指示しているところであるが、依然として長時間勤務の実態が見られるため、引き続き、縮減に取り組んでいく必要がある。

一方、管理職員にあっては、引き続き、効率的な業務の執行を図るとともに、自ら早期退庁に努めるなど率先して取り組むほか、特定の職員に超過勤務が集中しないよう、業務配分を行うことが求められる。

なお、本年は、台風第12号による災害等に対応するための臨時・緊急の業務が生じており、例年よりも超過勤務が増加していることから、管理職員にあっては特に、適切な業務配分や職員の健康管理について留意する必要がある。

職員一人ひとりにおいても、業務の効率的な執行のため、自らの業務遂行の手順等の改善を常に心がける必要がある。

また、年次有給休暇の取得促進については、各任命権者において、これまで様々な取組がなされているが、引き続き、取得しやすい環境を整備するとともに、計画的・連続的使用の促進に一層取り組む必要がある。

(イ) 両立支援の推進

急速な少子・高齢化が進展している状況の中、公務においても、仕事と育児や介護との両立を図りながら働き続けられる勤務環境を整備し、両立支援を積極的に推進していくことが求められている。

本県においても、育児休業等をすることができる職員の拡大、短期の介護休暇の新設など、制度の整備を図ってきたところである。今後も、これらの制度が有効に活用されるよう職員に対し周知を図るとともに、職員にとってこれらの制度が活用しやすい職場の環境づくりを進めていく必要がある。

各任命権者においては、次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主

行動計画の後期計画が、昨年4月から運用されているところである。

計画への取組に当たっては、各任命権者において制度の周知を図っているほか、男性職員が所属長と相談しながら育児に関する休暇取得等の計画を作成する「育児参加プログラム制度」の活用も図られているが、引き続き、育児休業の取得率の向上等、目標の達成に向けて取り組んでいく必要がある。

なお、人事院においては、男性職員の育児休業取得促進のため、1回の承認に係る期間が1か月以下である育児休業を取得した職員については、期末手当の支給割合を減じないための所要の措置を講ずることとしていることから、その動向について留意し、適切に対応する必要がある。

(ウ) 心の健康づくりの推進

職員の心の健康づくり対策については、重要な課題として、これまでも任命権者によりメンタルヘルス相談やメンタルヘルスに関する研修等の様々な取組が行われてきているが、心の疾病による長期病休者数が十分に改善されていない状況にあるため、引き続きこれらの取組を推進していく必要がある。

また、職員の円滑な職場復帰を支援するための職場復帰支援制度についても、引き続きその充実に努めていく必要がある。

(4) おわりに

職員の給与及び公務運営の在り方について改定・検討を要すべき事項は、以上のとおりである。

人事委員会勧告は、労働基本権が制約されている職員の適正な勤務条件の確保を目的として、地方公務員法に定める給与、勤務時間その他の勤務条件決定の諸原則に基づき行っているものである。

県議会及び知事におかれでは、このような報告・勧告を行うに至った経緯及び情勢を十分に認識されるとともに、人事委員会勧告制度の意義及び果たしている役割に深い理解を示され、本報告及び勧告に基づき、適切な措置をとられるよう要請する。

別表第1 民間における給与改定の状況

(単位：%)

項目 役職段階	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベースアップ の慣行なし
係 員	19.4	14.1	0.7	65.8
課 長 級	17.7	11.7	0.7	69.9

別表第2 民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

項目 役職 段階	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇 給停止	定期昇給 制度なし
		増額	減額	変化なし		
係 員	84.1	81.5	31.4	7.5	42.6	2.6
課 長 級	66.5	62.8	18.7	6.6	37.5	3.6

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

別表第3 民間における住宅手当の支給状況

(単位：%)

項目 年	住宅手当を支給する事業所	自宅居住者に住宅手当を 支給する事業所
H15	53.4	50.7
H21	50.1	37.0
H22	48.2	35.9
H23	46.3	35.2

別表第4 民間における雇用調整の実施状況

(単位 : %)

雇用調整の内容	実施事業所割合
採用の停止・抑制	5.7
転籍出向	3.1
希望退職者の募集	6.9
正社員の解雇	-
部門の整理閉鎖・部門間の配転	0.7
業務の外部委託・一部職種の派遣社員等への転換	2.8
残業の規制	5.9
一時帰休・休業	9.2
ワークシェアリング	0.6
賃金カット	2.2
雇用調整を実施した事業所割合	21.3

(注) 1 平成23年1月以降の実施状況である。

2 項目については、複数回答である。

別表第5 職員の給与と民間の給与との比較

職種	民間の給与 (A)	職員の給与 (B)	較差 (A)-(B)
行政職給料表関係	375,219円	374,872円	347円(0.09%)
		376,196円	△977円(△0.26%)

(注) 職員の給与の欄の上段は給与条例の特例措置により実際に支払われた額であり、下段は給与条例の特例措置の適用がないものとした場合の額である。

「職員の給与(B)」の内訳

給与種目	平成23年	平成22年
給料	337,791円 339,115	338,080円 339,406
扶養手当	12,826	12,987
地域手当	9,299	9,242
住居手当	5,193	4,989
管理職手当	9,102	9,050
その他の	661	609
合計	374,872 376,196	374,957 376,283

(注) 1 給料には、給料の調整額及び平成18年切替に伴う現給保障の経過措置額を含む。

2 給料及び合計の欄の上段は給与条例の特例措置により実際に支払われた額であり、下段は給与条例の特例措置の適用がないものとした場合の額である。

別表第6 民間における特別給の支給状況

平均所定内給与月額	下半期(A ₁)	345,860 円
	上半期(A ₂)	347,092 円
特別給の支給額	下半期(B ₁)	702,230 円
	上半期(B ₂)	675,051 円
特別給の支給割合	下半期(B ₁ ／A ₁)	2.03 月分
	上半期(B ₂ ／A ₂)	1.94 月分
	計	3.97 月分

(注) 1 下半期とは平成22年8月から平成23年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

2 所定内給与月額とは毎月きまって支給する給与総額から時間外手当額を差し引いたものであり、特別給とは賞与及び臨時給与をいう。

別記

国家公務員の給与等に関する報告及び勧告並びに定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出の概要

○給与勧告

I 給与勧告の基本的考え方

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が隨時変更することができる。その変更に関し必要な報告・勧告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 国家公務員の給与は、市場原理による決定が困難であることから、勧告に当たっては、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与に準拠して定めることが最も合理的

II 民間給与との較差に基づく給与改定

1 民間給与との比較

約10,500民間事業所の約43万人の個人別給与を実地調査（完了率90.5%）

（東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県に所在する事業所を除き調査を実施）

〈月例給〉 公務と民間の4月分給与を調査（ペア中止、賃金カット等を実施した企業の状況も反映）し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢の同じ者同士を比較

○ 月例給の較差 △899円 △0.23%

〔行政職俸給表(一)…現行給与397,723円 平均年齢42.3歳〕

(俸 給 △816円 はね返り分(注) △83円)

(注)地域手当など俸給の月額を算定基礎としている諸手当の額が減少することによる分

〈ボーナス〉 民間の事業所ごとの過去1年間における特別給の支給人員及び支給総額を全国集計し、それを基に支給割合（月数）を算出

○ 期末・勤勉手当（現行3.95月）の改定見送り

本年の調査結果によると、東北3県を除いた民間の支給割合は3.99月（3.987月）であるが、過去3年分について東北3県を除いて集計すると0.004月～0.007月分高くなること、東北3県の今夏の特別給の状況が厳しいとみられることから、特別給の改定を行うべきと判断するに至らず、改定を見送り

2 給与改定の内容と考え方

〈月例給〉 民間給与との較差（マイナス）を解消するため、俸給表の引下げ改定

(1) 俸給表

- ① 行政職俸給表(一) 民間の給与水準を上回っている50歳台を中心に、40歳台以上を念頭に置いた引下げ（50歳台が在職する号俸：最大△0.5%、40歳台後半層が在職する号俸：△0.4%、

40歳台前半層が在職する号俸で收れん)

② 指定職俸給表 行政職俸給表(一)の管理職層の引下げ率を踏まえた引下げ改定 ($\triangle 0.5\%$)

③ その他の俸給表 行政職俸給表(一)との均衡を考慮した引下げ (ただし、医療職俸給表(一)等は除外)

※ 給与構造改革における経過措置額についても、本年の俸給表の改定率等を踏まえて引下げ

(2) その他の手当

○ 委員、顧問、参与等の手当 指定職俸給表の改定状況等を踏まえ支給限度額を引下げ

(35,100円→34,900円)

[実施時期等] 公布日の属する月の翌月の初日 (公布日が月の初日であるときは、その日)

本年4月からこの改定の実施の日の前日までの期間に係る較差相当分を年間給与でみて解消するため、4月の給与に調整率 ($\triangle 0.37\%$) (注) を乗じて得た額に4月から実施の日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額と、6月に支給された特別給の額に調整率を乗じて得た額の合計額に相当する額を、12月期の期末手当の額で減額調整 (引下げ改定が行われる俸給月額又は経過措置額を受ける職員を対象)

(注) 行政職俸給表(一)適用職員全体に係る民間給与との較差の総額を、減額調整の対象となる同表適用職員で均等に負担する場合の率

III 給与制度の改定等

○ 経過措置額の廃止等

- ・ 給与構造改革における経過措置額について、平成24年度は経過措置額として支給されている俸給の2分の1を減額 (減額の上限1万円) して支給し、平成25年4月1日に廃止
- ・ 経過措置額の廃止に伴って生ずる制度改革原資を用いて、若年・中堅層を中心に、給与構造改革期間中に抑制されてきた昇給を回復。平成24年4月に、36歳未満の職員を最大2号俸、36歳以上42歳未満の職員を最大1号俸、平成25年4月に、人事院規則で定める年齢に満たない職員を最大1号俸上位に調整

○ 今後の取組

- ・ 50歳台の官民の給与差が生じている背景には官民の昇進管理等の違いがあるものの、定年延長も見据え、来年度以降、高齢層における官民の給与差を縮小する方向で昇格、昇給制度の見直しを検討
- ・ 民間における産業構造・組織形態の変化等への対応として民間給与実態調査の対象産業の拡大等を検討
- ・ 専門スタッフ職俸給表の級の新設については、政府における職の整備の取組を待って対応

○ その他

- ・ 本年は、東北3県の民間給与実態調査を実施していないため、北海道・東北地域の較差を用いた地域間給与配分の検証を行っていない。来年以降、全国のデータを基に、最終的な検証

IV 国家公務員の給与減額支給措置に対する本院の考え方

本年6月に内閣から国会に提出された「国家公務員の給与の臨時特例に関する法律案」について、現行の給与改定の仕組みとの関係、法案提出過程における職員の合意、給与減額支給措置の期間等の観点から本院の考え方を述べ、国会で審議を尽くしていただきたい旨言及

○国家公務員制度改革に関する報告

I 国家公務員制度改革の前提となる基本認識

国家公務員制度改革は、民間と異なる国家行政や国家公務員の労使関係の特徴を関係者の共通認識としつつ、議論を尽くし、国民の十分な理解と納得を得て進めるべきことを指摘

1 国家行政の特徴と国家公務員の在り方

- ① 具体的な行政組織、行政の果たすべき任務等は、法律や予算に基づき、国会の民主的コントロールの下に置かれていること
- ② 大臣等と国家公務員との関係は、いわば車の両輪ともいえる関係にあり、適切な役割分担と連携が求められること

2 国家公務員の労使関係の特徴

(1) 大臣等の使用者としての機能は国会の民主的コントロールを受ける

勤務条件法定主義、財政民主主義の原則により国会の民主的コントロールを受け、国家公務員の給与等勤務条件は直接の使用者である内閣総理大臣や各省大臣等の決定だけでは完結しないという構造的な特徴が存在

(2) 国家公務員には国民全体の奉仕者としての職務遂行が求められる

国家公務員は、国民全体の奉仕者として、大臣等と一緒に全力で国民のために職務を遂行することが求められること

(3) 公務における勤務条件決定には利潤の分配や市場の抑制力という内在的制約が存しない

公務における勤務条件決定では、民間企業の賃金決定における利潤の分配といった枠組みが当たはまらず、また、基本的には倒産などの市場の抑制力という内在的制約が欠如

II 国家公務員制度改革関連法案に関する論点

1 人事行政の公正の確保に関する論点

人事行政の公正を確保する機能を制度的に確保するため、更に次の措置が必要

(1) 採用試験及び研修の公正な実施の確保

採用試験の出題や合否判定等については、組織的に一定の独立性を有する第三者機関が行うことが必要。また、職員の研修についても、公正な計画・実施のための措置が重要

(2) 幹部職員人事の公正確保

幹部職員の適格性審査に人事公正委員会が適切・実効的に関与することが重要。また、幹部職間の転任には、適性の厳正な検証や異動の合理性・納得性を高めるための措置が必要

2 協約締結権付与に関する論点

改めて労働基本権制約の見直しに関する基本的な論点を整理

(1) 協約締結権付与の必要性と国民の利害・得失の明確化

現行制度の問題や国民にとっての具体的利害・得失等が明らかにされる必要

(2) 勤務条件に対する民主的コントロールと当事者能力の確保

勤務条件についての国会の民主的コントロールという憲法上の要請と、内閣の使用者としての当事者能力の確保との間の整合性をどう図るのか適切な制度設計を行う必要

(3) 複数の労働組合との交渉を通じた勤務条件の決定等

一部の組合に対する仲裁裁定と他の組合との協約の関係を整理する必要。また、非組合員の勤務条件をどう決定するのか整理する必要

(4) 具体的な労使交渉の在り方

予算の事前調整・民間の給与実態の把握、配分交渉の方法、各府省における労使交渉の体制整備について詰める必要

(5) 仲裁裁定の実効性の確保

法案では仲裁裁定は内閣に対する努力義務とされているが、その実施は最大限確保される必要

(6) 引き続き労働基本権が制約される職員の代償措置

警察職員等の労働基本権制約に対する代償措置の確保が必要

III 国家公務員制度改革基本法に定める課題等についての取組

1 能力・実績に基づく人事管理の推進

能力・実績に基づく人事管理の推進のため、採用試験の再編、体系的人材育成、ポスト在任期間の確保、競争的かつ公正な選抜手続の整備等に取組。人事評価制度の適切な運用を支援

2 職員の勤務環境の整備

男性の育児休業取得促進の一助として短期間の取得者の期末手当の支給割合を見直し。超過勤務縮減のための政府全体としての取組や東日本大震災の惨事ストレス対応を含めた心の健康づくり対策を推進

○定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出

1 検討の背景

- 公的年金の支給開始年齢が、平成25年度以降段階的に60歳から65歳へと引き上げられることに伴い、現行の60歳定年制度のままでは無収入となる期間が発生。雇用と年金の接続は官民共通の課題
- 既に民間企業では、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律において、65歳までの雇用確保措置を義務付け
- 公務についても、国家公務員制度改革基本法第10条に、雇用と年金の接続の重要性に留意して定年を段階的に65歳に引き上げることについて検討することと規定
- 人事院として、平成19年から「公務員の高齢期の雇用問題に関する研究会」（座長：清家篤慶應義塾長）を開催。平成21年7月の最終報告を踏まえ、制度と運用の見直し方策を検討

2 段階的な定年の引上げの必要性

- 民間企業における60歳定年到達者の再雇用の運用状況をみると、非管理職層を中心に、多くの者が実際に継続雇用され、また、定年前の仕事内容を継続する形が多くなっている
- 政策の立案や行政事務の執行等の業務が主体である公務における再任用は、定年前より職責が低い係長・主任級の短時間勤務のポストで、補完的な職務に従事させることが一般的。今後、再任用希望者の大幅な増加が見込まれ、こうした再任用では、希望者全員を65歳まで雇用する仕組みとして十分機能することは困難
- 定年の引上げにより対応する場合、雇用と年金の接続が確実に図られるほか、採用から退職までの人事管理の一体性・連続性が確保され、また、職員の意欲と能力に応じた配置・処遇も可能

- ・ 民間企業での取組に留意し、60歳以降の給与の抑制、組織活力維持の方策等を講じながら段階的に定年を引き上げることで、来るべき本格的な高齢社会において公務能率を確保しながら職員の能力を十分活用していくことが適當

3 段階的な定年の引上げのための具体的措置

(1) 段階的な定年の引上げ

- ・ 平成25年度から3年に1歳ずつ段階的に定年を引き上げ、平成37年度に65歳定年とする
- ・ 段階的な定年の引上げ期間中は、定年退職後、年金が満額支給される65歳までの間について、再任用制度の活用の拡大を通じて65歳までの雇用を確保
- ・ 60歳以降の働き方等についての人事当局による意向聴取を通じ、多様な働き方を実現

(2) 60歳を超える職員の給与制度の設計—年間給与は60歳前の70%

- ・ 国家公務員給与は社会一般の情勢に適応するように変更することとされ、また、俸給は職務と責任に応じて職務の級が設定され、同一の職務の級の中でも一定の幅をもって水準が設定
- ・ 定年の引上げに当たり、60歳前後で同じ職務を行う場合であっても、同一の職務の級を適用した上で、各職務の級における所定の俸給の幅も考慮しつつ、60歳台前半層の民間企業従業員の年間所得等を踏まえて60歳前より低い水準に設定することは、職務給の考え方とも整合
- ・ 60歳台前半層の民間企業従業員（製造業（管理・事務・技術））の年間所得（給与、在職老齢年金、高年齢雇用継続基本給付金）が60歳前の年間給与の約70%（企業規模100人以上 $535\text{万円} / 787\text{万円} = 68.0\%$ 、同10人以上 $509\text{万円} / 719\text{万円} = 70.8\%$ ）であることを踏まえ、60歳を超える職員の年間給与について、60歳に達した日の属する年度の翌年度から、60歳前の70%に設定
- ・ 具体的には、俸給月額の水準を一定程度確保（60歳前の73%）することとし、その分ボーナス（特別給）の年間支給月数を60歳前の職員に比べ引下げ（年間3.00月分）
- ・ 60歳を超える職員は昇給しない。諸手当は基本的に60歳前と同様の手当を支給
- ・ 医療職（一）等は、60歳以降も現在と同様の給与制度を適用
- ・ 60歳を超えた特例定年が適用されている職員（行政職（二）労務職員等）の給与も引き下げるが、これまで60歳超の定年に達するまで、給与の引下げがなかったことを考慮し、一定の経過措置
- ・ 定年の引上げを行っても、総人員及び級別の人員を増加させないことを前提とすれば、総給与費は減少

(3) 組織活力の維持の方策

① 役職定年制の導入

- ・ 管理職の新陳代謝を図り組織活力を維持するため、能力・実績に基づく人事管理が徹底されるまでの間の当分の間の措置として、本府省の局長、部長、課長等の一定の範囲の管理職が現行の定年である60歳に達した場合に他の官職に異動させることとする役職定年制を導入
- ・ 60歳に達した日後における最初の4月1日までに他の官職に異動。特別な事情がある場合、例外的に引き続き官職に留まれるよう措置
- ・ 役職定年により異動した職員の俸給は、役職定年による異動前に受けていた号俸の俸給

月額の73%とする。ただし、その額は異動後にその者が属する職務の級の最高号俸を超えないものとする

② 短時間勤務制の導入

60歳を超える職員の多様な働き方を実現するため、短時間勤務を希望する職員を短時間勤務ポストに異動させることを可能とし、これにより若手・中堅層の採用・昇進機会を確保

③ 能力・実績に基づく人事管理の徹底と職員のキャリア支援

- ・ 職員の能力・業績の的確な把握、短時間で頻繁に異動させる人事運用の見直し、年次的な昇進管理の打破等、能力・実績に基づく人事管理を徹底。また、職員の専門性を強化
- ・ 節目節目で職員の将来のキャリアプランに関する意向を聴取し、職員の能力を伸ばし多様な経験を付与する機会を拡充する措置を講ずる必要
- ・ 各府省の行政運営の実情に応じ、スタッフ職が政策立案に必要な役割を果たし得るような行政事務の執行体制を構築

※ 上記の施策は、平成25年度以降の段階的な定年の引上げ期間中の制度の運用状況や民間企業の動向も踏まえつつ、諸制度及び人事管理の運用を隨時見直していく必要。役職定年制については、人事管理の見直しの状況等を踏まえて、必要な検討を行う

4 定年の引上げを円滑に行うため公務全体で取り組むべき施策

- ・ 公務内外で職員の能力・経験を活用する観点から、専門スタッフ職等の整備、人事交流機会の拡充を図るとともに、自発的な早期退職を支援する退職手当上の措置、定年引上げ期間中も安定的な新規採用を可能とするための定員上の経過措置等を講ずることについて、政府全体での検討が必要
- ・ 加齢に伴う身体機能の低下が職務遂行に支障を来すおそれがある職務に従事する職員の定年の引上げに関し、その職務の特殊性を踏まえた条件整備や所要の措置の検討が必要

別紙第2

勧告

本委員会は、別紙第1の報告に基づき、職員の給与について、次のとおり改定措置をとられるよう勧告する。

1 改定の内容

(1) 給料表について

ア 次に掲げる現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

- (ア) 行政職給料表
- (イ) 研究職給料表
- (ウ) 医療職給料表(2)
- (エ) 医療職給料表(3)
- (オ) 高等学校等教育職員給料表
- (カ) 中学校教育職員給料表
- (キ) 小学校、中学校等教育職員給料表
- (ク) 高等学校等教育職員給料表（市町村立学校職員に適用されるもの）
- (ケ) 学校栄養職員給料表
- (コ) 警察官給料表

イ 任期付研究員（第2号任期付研究員を除く。）に適用される現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

ウ 特定期付職員に適用される現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

エ 特定業務等従事任期付職員に適用される現行の給料表（特定業務等従事任

期付職員医療職給料表(1)を除く。) を別記第4のとおり改定すること。
才 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員に適用される現行の給料表(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員医療職給料表(1)を除く。)を別記第5のとおり改定すること。

(2) 住居手当について

自らの所有に係る住宅に居住している職員で世帯主であるものに対する手当の月額を3,200円とし、単身赴任手当を支給される職員で、その所有に係る住宅に配偶者が居住しているものに対する手当の月額を1,600円とすること。

2 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年和歌山県条例第6号)、教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年和歌山県条例第7号)、警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年和歌山県条例第49号)及び市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年和歌山県条例第45号)の規定による経過措置額の算定の基礎となる額の調整

平成18年3月31日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者受ける給料月額が同日において受けている給料月額(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成21年和歌山県条例第82号。(1)において「平成21年改正職員給与条例」という。)、教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成21年和歌山県条例第86号。(1)において「平成21年改正教育職員給与条例」という。)、警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成21年和歌山県条例第88号。(1)において「平成21年改正警察職員給与条例」という。)及び市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成21年和歌山県条例第87号。(1)において「平成21年改正市町村立学校職員給与条例」という。)の施行の日において次に掲げる職員である者にあっては、当該給料月額にそれぞれ次に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるもの(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給すること。

- (1) 平成21年改正職員給与条例附則第2項、平成21年改正教育職員給与条例附則第2項及び平成21年改正市町村立学校職員給与条例附則第2項に規定する減額
改定対象職員並びに平成21年改正警察職員給与条例附則第2項に規定する減額
改定対象警察官 100分の99.26
- (2) (1)に掲げる職員以外の職員（医療職給料表(1)及び第2号任期付研究員を除く。） 100分の99.41

3 給与構造改革に伴う給料の経過措置額の廃止

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年和歌山県条例第6号）附則第9項、教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年和歌山県条例第7号）附則第8項、警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年和歌山県条例第49号）附則第9項及び市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年和歌山県条例第45号）附則第8項の規定による経過措置額の廃止については、基本給としての性格に配慮したものであることを踏まえた上で、人事院勧告による国の措置に準ずること。

4 改定の実施時期等

(1) 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から実施すること。ただし、3については、平成24年4月1日から実施すること。

(2) 平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置

平成23年12月に支給する期末手当については、人事院勧告による同手当に関する特例措置の内容を考慮し、所要の措置を講ずること。

別記第1

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		号給	給料月額							
再任用	1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000	464,600
	2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800	415,500	467,700
	3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400	418,000	470,800
	4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000	420,500	473,900
	5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,300	422,400	476,900
	6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	378,800	424,700	480,000
	7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,300	426,900	483,100
	8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	383,800	429,100	486,200
	9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	386,400	431,200	489,100
	10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,100	433,300	492,200
	11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	391,800	435,400	495,300
	12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	394,500	437,600	498,400
職員の外の職員	13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,100	439,500	501,200
	14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	399,400	441,400	503,600
	15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	401,700	443,400	506,000
	16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,100	445,400	508,400
	17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,500	406,000	447,300	510,800
	18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,500	408,000	449,100	512,300
	19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,500	409,900	450,900	513,800
	20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,400	411,800	452,700	515,300
	21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,500	413,700	454,500	516,500
	22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,400	415,500	456,000	518,000
	23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,400	417,400	457,500	519,500
	24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,400	419,400	459,000	521,000
外の職員	25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,500	371,500	421,300	460,500	522,300
	26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,500	373,500	422,800	461,900	523,400
	27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,500	375,500	424,400	463,300	524,600
	28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,500	377,500	426,000	464,600	525,800
	29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,400	379,100	427,600	465,600	527,000
	30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,300	380,900	428,900	466,400	527,900
	31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,200	382,700	430,200	467,200	528,800
	32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,100	384,400	431,500	468,000	529,700
	33	185,800	242,100	282,700	328,400	357,000	386,200	432,700	468,700	530,500
	34	187,300	243,600	284,600	330,400	358,800	387,600	434,000	469,500	531,400
	35	188,800	245,100	286,500	332,500	360,600	389,200	435,300	470,300	532,300
	36	190,300	246,700	288,400	334,600	362,300	390,800	436,500	471,100	533,200
職員の外の職員	37	191,600	248,000	290,100	336,500	363,800	392,400	437,800	471,900	534,100
	38	192,900	249,600	291,900	338,500	365,100	393,600	438,700	472,700	535,000
	39	194,200	251,200	293,700	340,500	366,500	394,800	439,600	473,500	535,900
	40	195,500	252,800	295,500	342,500	367,900	396,000	440,500	474,300	536,800
	41	196,900	254,200	297,400	344,400	369,400	397,100	441,100	475,100	537,700
	42	198,200	255,600	299,100	346,300	370,300	398,300	441,900	475,800	
	43	199,500	257,000	300,800	348,200	371,400	399,500	442,600	476,600	
	44	200,800	258,400	302,500	350,100	372,500	400,700	443,400	477,400	
	45	202,000	259,700	304,200	351,600	373,400	401,400	444,200	478,200	
	46	203,300	261,100	305,900	353,100	374,300	402,100	445,000		
	47	204,600	262,500	307,600	354,600	375,200	402,800	445,800		
	48	205,900	263,900	309,300	356,100	376,100	403,500	446,600		
職員の外の職員	49	207,100	265,200	310,600	357,800	377,100	404,200	447,200		
	50	208,200	266,400	312,200	358,700	377,900	404,900	448,000		
	51	209,300	267,700	313,800	359,900	378,700	405,600	448,800		
	52	210,400	269,000	315,400	360,900	379,500	406,300	449,600		
	53	211,600	270,100	317,100	361,800	380,200	407,100	450,200		
	54	212,600	271,400	318,700	362,900	380,900	407,800	451,000		
	55	213,600	272,700	320,300	363,900	381,600	408,500	451,800		
	56	214,600	274,000	321,900	365,000	382,300	409,200	452,600		
	57	215,400	275,200	323,400	365,900	382,900	409,800	453,200		
	58	216,400	276,300	324,600	366,600	383,500	410,500	454,000		
	59	217,300	277,400	325,800	367,300	384,200	411,200	454,800		
	60	218,300	278,500	327,000	368,000	384,900	411,900	455,600		
職員の外の職員	61	219,200	279,700	327,800	368,500	385,400	412,500	456,200		
	62	220,200	280,700	328,700	369,100	386,100	413,200			
	63	221,200	281,700	329,500	369,800	386,800	413,900			
	64	222,200	282,700	330,300	370,500	387,500	414,600			

65	223,000	283,500	331,200	370,900	388,000	414,900				
66	224,000	284,400	331,700	371,600	388,700	415,500				
67	225,000	285,300	332,500	372,300	389,400	416,200				
68	226,100	286,200	333,300	373,000	390,100	416,900				
69	226,900	287,200	334,100	373,500	390,500	417,400				
70	227,700	288,000	334,800	374,200	391,200	418,100				
71	228,500	288,800	335,500	374,900	391,900	418,800				
72	229,300	289,600	336,200	375,600	392,600	419,500				
73	230,100	290,400	336,700	376,100	392,900	420,000				
74	230,800	290,900	337,300	376,800	393,600	420,700				
75	231,500	291,400	337,900	377,500	394,300	421,400				
76	232,200	291,900	338,500	378,200	395,000	422,100				
77	233,000	292,000	338,800	378,600	395,400	422,600				
78	233,800	292,400	339,300	379,200	396,100					
79	234,600	292,600	339,800	379,800	396,800					
80	235,400	293,000	340,300	380,400	397,500					
81	236,100	293,200	340,700	380,900	398,000					
82	236,800	293,500	341,200	381,500	398,700					
83	237,500	293,900	341,700	382,100	399,400					
84	238,200	294,200	342,200	382,700	400,100					
85	239,000	294,500	342,700	383,300	400,600					
86	239,700	294,800	343,200	383,900						
87	240,400	295,100	343,700	384,500						
88	241,100	295,500	344,200	385,100						
89	241,900	295,800	344,600	385,800						
90	242,400	296,200	345,100	386,400						
91	242,900	296,600	345,600	387,000						
92	243,400	297,000	346,100	387,600						
93	243,700	297,100	346,300	388,300						
94		297,500	346,800							
95		297,900	347,300							
96		298,300	347,800							
97		298,500	347,900							
98		298,900	348,400							
99		299,300	348,900							
100		299,700	349,400							
101		299,900	349,700							
102		300,300	350,100							
103		300,700	350,500							
104		301,100	350,900							
105		301,300	351,400							
106		301,600	351,800							
107		302,000	352,200							
108		302,400	352,600							
109		302,600	353,100							
110		303,000	353,500							
111		303,400	353,900							
112		303,700	354,200							
113		303,800	354,700							
114		304,200								
115		304,600								
116		305,000								
117		305,200								
118		305,500								
119		305,800								
120		306,100								
121		306,500								
122		306,800								
123		307,100								
124		307,400								
125		307,800								
再任用職員		185,800	213,400	257,600	277,800	293,200	319,100	361,600	395,400	447,500

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、附則第9項に規定する職員を除く。

研 究 職 給 料 表

職員の区分	職務の級	1級		2級		3級		4級		5級	
		号給	給料月額	円	号給	給料月額	円	号給	給料月額	円	号給
再任用職員以外の職員	1	135,700		185,100		274,800		332,000		392,300	
	2	136,800		187,500		277,600		334,200		395,200	
	3	138,000		189,900		280,400		336,400		398,100	
	4	139,100		192,300		283,200		338,600		400,900	
	5	140,200		194,800		285,800		340,600		403,300	
	6	141,500		197,100		288,600		342,700		406,100	
	7	142,800		199,400		291,400		344,800		408,900	
	8	144,100		201,700		294,200		346,900		411,600	
	9	145,200		203,800		296,800		349,000		414,300	
	10	146,900		206,100		299,600		351,100		417,100	
	11	148,500		208,400		302,400		353,200		419,900	
	12	150,100		210,700		305,200		355,300		422,700	
任用職員	13	151,600		212,900		307,800		357,400		425,600	
	14	153,500		215,300		310,600		359,300		428,400	
	15	155,400		217,700		313,400		361,300		431,200	
	16	157,400		220,100		316,200		363,300		434,000	
外の職員	17	159,200		222,400		318,800		365,200		436,500	
	18	161,300		225,300		321,100		367,200		439,100	
	19	163,500		228,200		323,400		369,200		441,700	
	20	165,600		231,100		325,700		371,200		444,300	
外の職員	21	167,800		233,800		328,100		373,100		446,900	
	22	170,200		236,600		330,200		375,100		449,500	
	23	172,500		239,400		332,200		377,100		452,100	
	24	174,800		242,200		334,300		379,100		454,700	
外の職員	25	176,900		245,100		336,500		380,700		457,100	
	26	179,000		247,800		338,400		382,600		459,600	
	27	181,100		250,500		340,300		384,500		462,200	
	28	183,200		253,200		342,200		386,400		464,700	
外の職員	29	185,200		256,000		344,200		388,300		467,200	
	30	187,000		258,400		345,900		390,300		469,800	
	31	188,800		260,800		347,600		392,300		472,400	
	32	190,600		263,200		349,300		394,300		475,000	
外の職員	33	192,400		265,200		350,800		396,100		477,300	
	34	194,300		267,700		352,300		397,900		479,800	
	35	196,200		270,100		353,800		399,500		482,300	
	36	198,100		272,500		355,300		401,300		484,800	
外の職員	37	199,800		274,700		356,700		402,600		487,300	
	38	201,700		276,600		358,100		404,100		489,800	
	39	203,600		278,500		359,500		405,500		492,300	
	40	205,500		280,400		360,900		406,900		494,800	
外の職員	41	207,500		282,100		361,900		408,300		497,200	
	42	209,400		283,400		363,100		409,700		499,500	
	43	211,300		284,700		364,400		411,200		501,800	
	44	213,200		286,000		365,600		412,800		504,100	
外の職員	45	215,100		287,000		366,900		414,200		506,100	
	46	217,100		288,300		368,200		415,700		507,700	
	47	219,100		289,600		369,500		417,300		509,300	
	48	221,100		290,900		370,800		418,900		510,900	
外の職員	49	222,900		292,300		371,900		420,200		512,600	
	50	224,900		293,600		373,200		421,700		514,100	
	51	226,900		294,900		374,500		423,200		515,500	
	52	228,900		296,200		375,800		424,700		517,000	
外の職員	53	230,700		297,400		376,500		426,100		518,300	
	54	232,700		298,700		377,500		427,500		519,500	
	55	234,700		300,000		378,500		428,900		520,700	
	56	236,700		301,300		379,500		430,300		521,900	
外の職員	57	238,400		302,400		380,400		431,500		523,000	
	58	239,900		303,600		381,200		432,900		524,000	
	59	241,300		304,800		381,900		434,300		525,000	
	60	242,800		306,000		382,600		435,700		526,000	
外の職員	61	244,100		307,100		383,200		436,600		527,100	
	62	245,500		308,200		384,000		437,600		528,000	
	63	246,900		309,300		384,900		438,600		528,900	
	64	248,300		310,400		385,800		439,600		529,800	

		249,800	311,600	386,500	440,500	530,700
65		251,200	312,700	387,300	441,400	531,600
66		252,600	313,800	388,100	442,300	532,500
67		254,000	314,900	388,900	443,200	533,400
68		255,300	316,100	389,500	443,800	534,400
69		256,800	317,200	390,200	444,700	535,300
70		258,300	318,300	390,900	445,600	536,200
71		259,800	319,400	391,600	446,500	537,100
72		261,200	320,300	392,300	447,200	538,100
73		262,600	321,400	393,000		
74		264,000	322,500	393,700		
75		265,400	323,600	394,400		
76		266,500	324,700	395,200		
77		267,800	325,700	395,800		
78		269,100	326,700	396,500		
79		270,400	327,700	397,200		
80		271,800	328,800	397,900		
81		273,100	329,600	398,600		
82		274,400	330,300	399,300		
83		275,700	331,100	400,000		
84		276,900	331,700	400,500		
85		278,200	332,200	401,200		
86		279,500	332,700	401,900		
87		280,800	333,200	402,600		
88		281,900	333,500	403,000		
89		283,100	334,000			
90		284,300	334,500			
91		285,500	335,000			
92		286,600	335,300			
93		287,600	335,800			
94		288,600	336,300			
95		289,600	336,800			
96		290,200	337,400			
97		291,100	337,900			
98		292,000	338,400			
99		292,900	338,900			
100		293,800	339,400			
101		294,500	339,900			
102		295,200	340,400			
103		295,900	340,900			
104		296,700	341,400			
105		297,200	341,900			
106		297,700	342,400			
107		298,200	342,900			
108		298,400	343,500			
109		298,800	344,000			
110		299,100	344,500			
111		299,400	345,000			
112		299,800	345,600			
113		300,100	346,100			
114		300,400	346,600			
115		300,700	347,100			
116		301,000	347,600			
117		301,400	348,100			
118		301,800	348,600			
119		302,200	349,100			
120		302,500	349,500			
121						
再任用職員		215,700	261,200	286,900	330,100	389,800

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医 療 職 給 料 表 (2)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		号 級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員	1	140,300	178,200	213,600	241,900	279,700	328,700	375,200
	2	141,700	179,800	215,200	243,500	281,900	330,800	377,900
	3	143,100	181,400	216,800	245,100	284,100	333,000	380,600
	4	144,500	183,000	218,400	246,700	286,300	335,200	383,300
	5	145,700	184,500	220,000	248,100	288,500	337,400	385,900
	6	147,500	186,100	221,700	249,700	290,700	339,600	388,600
	7	149,200	187,700	223,400	251,200	292,900	341,800	391,300
	8	150,900	189,300	225,100	252,800	295,100	344,000	394,000
	9	152,600	190,900	226,800	254,300	297,200	346,000	396,200
	10	154,300	192,600	228,600	255,900	299,400	348,200	398,500
	11	156,000	194,300	230,400	257,400	301,600	350,400	400,700
	12	157,800	196,000	232,100	258,900	303,800	352,600	403,000
	13	159,300	197,600	233,900	260,400	306,100	354,400	405,100
	14	161,200	199,200	235,500	262,300	308,200	356,400	407,100
	15	163,200	200,800	237,100	264,200	310,300	358,400	409,200
	16	165,100	202,400	238,700	266,000	312,400	360,400	411,400
職員	17	167,000	204,000	240,100	267,700	314,600	362,400	413,300
	18	168,900	205,700	241,700	269,600	316,700	364,500	415,300
	19	170,800	207,400	243,200	271,500	318,800	366,500	417,400
	20	172,700	209,100	244,800	273,400	320,900	368,600	419,500
	21	174,600	210,600	246,300	275,200	323,100	370,500	421,300
	22	176,100	212,200	247,900	277,100	325,100	372,600	422,900
	23	177,600	213,800	249,400	279,000	327,100	374,700	424,500
	24	179,100	215,400	250,900	280,900	329,100	376,800	426,100
員外の職員	25	180,700	217,000	252,400	282,900	331,100	378,300	427,600
	26	182,200	218,600	254,100	284,800	333,100	380,100	428,900
	27	183,700	220,200	255,800	286,700	335,100	381,900	430,200
	28	185,200	221,800	257,500	288,600	337,100	383,700	431,500
	29	186,800	223,400	259,200	290,600	338,900	385,500	432,900
	30	188,100	225,100	261,000	292,500	340,700	387,000	434,200
	31	189,400	226,800	262,800	294,400	342,500	388,700	435,500
	32	190,700	228,500	264,600	296,300	344,300	390,400	436,700
員外の職員	33	192,100	230,100	266,100	298,100	346,100	391,900	437,900
	34	193,500	231,700	267,900	299,900	348,000	393,200	439,200
	35	194,900	233,200	269,700	301,700	349,900	394,500	440,500
	36	196,300	234,800	271,500	303,500	351,800	395,800	441,800
	37	197,500	236,400	273,200	305,200	353,600	396,900	443,100
	38	198,800	238,000	274,900	306,900	355,300	398,100	443,900
	39	200,100	239,600	276,600	308,600	357,000	399,200	444,700
	40	201,400	241,200	278,300	310,300	358,700	400,400	445,500
職員	41	202,600	242,700	280,000	312,100	359,900	401,200	446,100
	42	203,800	244,200	281,700	313,800	361,100	402,000	446,900
	43	205,000	245,700	283,400	315,500	362,300	402,800	447,700
	44	206,200	247,200	285,100	317,200	363,500	403,600	448,500
	45	207,500	248,600	286,800	318,500	364,700	404,100	449,100
	46	208,600	250,200	288,500	320,000	365,600	404,800	449,900
	47	209,700	251,800	290,200	321,500	366,800	405,500	450,700
	48	210,800	253,400	291,900	323,100	367,900	406,200	451,500
職員	49	211,900	255,000	293,400	324,600	369,000	407,000	452,100
	50	212,900	256,400	295,000	325,900	370,000	407,700	452,900
	51	213,900	257,800	296,600	327,200	371,000	408,400	453,700
	52	214,900	259,200	298,200	328,500	372,000	409,100	454,500
	53	215,700	260,500	299,600	329,600	372,800	409,700	455,100
	54	216,700	261,900	301,100	330,600	373,700	410,400	
	55	217,600	263,300	302,600	331,700	374,600	411,100	
	56	218,600	264,700	304,100	332,800	375,500	411,800	
員外の職員	57	219,500	265,800	305,500	333,300	376,100	412,400	
	58	220,400	267,100	306,800	334,200	376,900	413,100	
	59	221,300	268,400	308,100	335,000	377,700	413,800	
	60	222,200	269,700	309,500	335,900	378,500	414,500	
	61	223,200	270,800	310,800	336,700	379,000	414,800	
	62	224,200	272,100	312,100	337,100	379,700	415,400	
	63	225,200	273,400	313,400	337,800	380,400	416,100	
	64	226,300	274,700	314,700	338,500	381,100	416,800	

		227,000	275,900	316,100	339,100	381,700	417,300	
65		227,900	277,000	316,900	339,800	382,400		
66		228,800	278,100	317,700	340,500	383,100		
67		229,700	279,200	318,500	341,200	383,800		
68								
69		230,400	280,300	319,100	341,900	384,300		
70		231,100	281,400	319,800	342,500	384,900		
71		231,800	282,500	320,500	343,100	385,500		
72		232,500	283,600	321,100	343,700	386,100		
73		233,300	284,500	321,900	344,000	386,700		
74		234,100	285,200	322,200	344,600	387,300		
75		234,900	285,900	322,800	345,200	387,900		
76		235,700	286,700	323,400	345,800	388,500		
77		236,300	287,500	324,000	346,300	389,000		
78		236,900	288,100	324,500	346,800	389,600		
79		237,500	288,700	325,000	347,300	390,200		
80		238,100	289,300	325,500	347,800	390,800		
81		238,600	290,000	326,100	348,200	391,500		
82		239,000	290,500	326,600	348,600	392,100		
83		239,400	291,000	327,100	349,000	392,700		
84		239,800	291,500	327,600	349,400	393,300		
85		240,300	291,700	328,100	349,900	394,000		
86			291,900	328,500	350,300			
87			292,100	328,800	350,700			
88			292,300	329,200	351,100			
89			292,700	329,600	351,500			
90			292,900	330,000	351,900			
91			293,100	330,400	352,300			
92			293,300	330,800	352,600			
93			293,700	331,300	353,000			
94			293,900	331,600	353,400			
95			294,100	332,000	353,800			
96			294,400	332,400	354,100			
97			294,800	332,600	354,600			
98			295,100	333,000	355,000			
99			295,400	333,400	355,400			
100			295,700	333,800	355,800			
101			296,000	334,000	356,300			
102			296,300	334,400	356,700			
103			296,600	334,800	357,100			
104			296,900	335,000	357,500			
105			297,200	335,100	358,000			
106				335,500				
107				335,900				
108				336,300				
109				336,500				
110				336,900				
111				337,300				
112				337,700				
113				337,900				
再任用職員		186,800	213,500	245,700	259,300	285,500	327,000	370,000

備考 この表は、病院、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、診療放射線技師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医 療 職 給 料 表 (3)

職員の区分	職務の級	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		
		号	給	給料月額	円									
	1			153,300		180,500		229,300		254,700		285,600		332,100
	2			154,700		182,600		231,100		255,900		287,600		334,300
	3			156,200		184,700		232,900		257,200		289,600		336,500
	4			157,600		186,800		234,700		258,500		291,600		338,700
	5			159,000		188,900		236,300		259,600		293,400		340,900
	6			160,500		191,300		237,800		261,000		295,300		343,100
	7			162,000		193,600		239,300		262,300		297,200		345,300
	8			163,500		195,900		240,800		263,700		299,100		347,500
	9			164,800		198,300		242,200		265,100		301,100		349,300
	10			166,500		199,700		243,600		266,400		303,000		351,300
	11			168,100		201,100		245,000		268,000		304,900		353,300
	12			169,700		202,500		246,400		269,600		306,800		355,300
	任	13		171,200		203,900		247,700		271,200		308,600		357,500
	14			173,200		205,400		249,000		272,800		310,400		359,600
	15			175,200		206,900		250,300		274,400		312,200		361,700
	16			177,200		208,400		251,600		276,000		314,000		363,800
	用	17		179,400		209,800		252,600		277,600		315,900		365,900
	18			181,500		211,300		254,000		279,100		317,600		368,000
	19			183,600		212,800		255,300		280,600		319,300		370,100
	20			185,700		214,300		256,600		282,100		321,000		372,200
	職	21		187,800		215,700		257,800		283,700		322,700		374,000
	22			190,000		217,400		259,200		285,300		324,300		376,100
	23			192,200		219,100		260,600		286,900		325,900		378,200
	24			194,400		220,800		262,000		288,500		327,500		380,300
	員	25		196,500		222,300		263,500		289,900		329,200		382,300
	26			197,800		224,000		265,100		291,700		330,700		384,000
	27			199,100		225,700		266,600		293,500		332,300		385,900
	28			200,400		227,400		268,200		295,300		333,900		387,800
	以	29		201,600		229,200		269,800		296,900		335,400		389,700
	30			202,900		230,700		271,400		298,600		336,900		391,600
	31			204,200		232,200		273,000		300,300		338,400		393,500
	32			205,500		233,700		274,600		302,000		339,900		395,400
	外	33		206,800		235,200		276,200		303,500		341,600		397,100
	34			208,100		236,600		277,700		305,100		343,200		398,800
	35			209,400		238,000		279,200		306,700		344,800		400,600
	36			210,700		239,400		280,700		308,300		346,400		402,400
	の	37		212,100		240,700		282,300		309,900		348,100		404,000
	38			213,500		242,000		283,800		311,500		349,700		405,800
	39			214,900		243,300		285,300		313,100		351,300		407,600
	40			216,300		244,600		286,800		314,700		352,900		409,400
	職	41		217,500		245,600		288,400		316,300		354,100		411,000
	42			218,900		246,900		290,000		317,800		355,600		412,700
	43			220,300		248,100		291,600		319,300		357,100		414,400
	44			221,700		249,400		293,200		320,800		358,600		416,000
	の	45		223,100		250,600		294,600		322,100		360,200		417,500
	46			224,600		252,000		296,100		323,500		361,400		419,100
	47			226,100		253,400		297,600		324,900		362,900		420,600
	48			227,600		254,800		299,100		326,400		364,200		422,200
	職	49		228,900		256,200		300,500		327,700		365,600		423,800
	50			230,300		257,700		301,900		329,100		367,000		425,400
	51			231,700		259,100		303,300		330,400		368,400		427,000
	52			233,100		260,500		304,700		331,800		369,800		428,600
	員	53		234,400		262,000		306,200		333,200		371,300		430,100
	54			235,700		263,600		307,600		334,600		372,500		431,600
	55			237,000		265,200		309,000		336,000		373,700		433,100
	56			238,300		266,700		310,400		337,400		374,900		434,600
	員	57		239,500		268,300		311,600		338,300		376,000		435,700
	58			240,800		269,900		312,900		339,600		377,000		436,600
	59			242,000		271,500		314,200		340,800		378,000		437,500
	60			243,300		273,100		315,600		342,100		379,000		438,400
	61			244,500		274,700		316,800		343,300		379,700		439,300
	62			245,800		276,200		318,100		344,300		380,500		440,200
	63			247,100		277,700		319,400		345,600		381,300		441,100
	64			248,400		279,200		320,700		346,900		382,100		442,000

65		249, 600	280, 800	322, 000	348, 000	383, 000	442, 900
66		250, 900	282, 300	323, 300	349, 200	383, 800	443, 700
67		252, 300	283, 800	324, 600	350, 400	384, 600	444, 500
68		253, 700	285, 300	325, 900	351, 500	385, 400	445, 300
69		254, 800	286, 600	326, 700	352, 500	386, 200	446, 100
70		256, 100	288, 100	327, 800	353, 600	386, 900	
71		257, 400	289, 600	328, 900	354, 700	387, 600	
72		258, 700	291, 100	329, 800	355, 800	388, 300	
73		260, 100	292, 400	331, 100	356, 700	389, 000	
74		261, 400	293, 800	331, 900	357, 800	389, 600	
75		262, 700	295, 200	333, 100	358, 900	390, 200	
76		264, 000	296, 600	334, 300	360, 000	390, 800	
77		265, 100	298, 100	335, 400	360, 800	391, 200	
78		266, 300	299, 400	336, 600	361, 600	391, 800	
79		267, 600	300, 700	337, 800	362, 400	392, 400	
80		268, 900	302, 000	339, 000	363, 200	393, 000	
81		270, 000	302, 900	340, 100	363, 900	393, 500	
82		271, 100	304, 100	341, 200	364, 500	394, 100	
83		272, 200	305, 300	342, 300	365, 100	394, 700	
84		273, 300	306, 600	343, 400	365, 700	395, 300	
85		274, 200	307, 700	344, 300	366, 400	395, 800	
86		275, 300	308, 900	345, 300	367, 000	396, 400	
87		276, 400	310, 100	346, 300	367, 600	397, 000	
88		277, 500	311, 300	347, 300	368, 200	397, 600	
89		278, 600	312, 600	348, 400	368, 600	398, 000	
90		279, 600	313, 800	349, 200	369, 200	398, 500	
91		280, 600	315, 000	350, 000	369, 800	399, 100	
92		281, 600	316, 200	350, 800	370, 400	399, 700	
93		282, 600	317, 100	351, 600	370, 700	400, 200	
94		283, 600	317, 800	352, 300	371, 200		
95		284, 600	318, 500	353, 000	371, 700		
96		285, 600	319, 100	353, 700	372, 200		
97		286, 500	319, 800	354, 200	372, 800		
98		287, 300	320, 200	354, 700	373, 300		
99		288, 100	320, 900	355, 200	373, 800		
100		289, 000	321, 600	355, 700	374, 300		
101		289, 800	322, 000	356, 200	374, 900		
102		290, 600	322, 600	356, 700	375, 400		
103		291, 400	323, 200	357, 200	375, 900		
104		292, 200	323, 800	357, 700	376, 300		
105		292, 900	324, 200	358, 000	376, 900		
106		293, 400	324, 700	358, 500	377, 400		
107		293, 900	325, 200	359, 000	377, 900		
108		294, 400	325, 700	359, 500	378, 400		
109		294, 600	326, 100	360, 000	379, 000		
110		295, 000	326, 500	360, 500	379, 500		
111		295, 200	326, 900	361, 000	380, 000		
112		295, 600	327, 300	361, 500	380, 500		
113		295, 900	327, 700	362, 000	381, 100		
114		296, 200	328, 100	362, 500			
115		296, 600	328, 500	363, 000			
116		296, 900	328, 800	363, 400			
117		297, 200	329, 100	363, 800			
118		297, 500	329, 500	364, 300			
119		297, 800	329, 900	364, 800			
120		298, 200	330, 300	365, 300			
121		298, 500	330, 500	365, 700			
122		298, 900	330, 900	366, 200			
123		299, 300	331, 300	366, 700			
124		299, 700	331, 700	367, 200			
125		299, 900	331, 900	367, 600			
126		300, 200	332, 200				
127		300, 600	332, 600				
128		301, 000	332, 900				
129		301, 200	333, 000				
130		301, 600	333, 400				
131		302, 000	333, 800				
132		302, 400	334, 200				
133		302, 600	334, 500				
134		303, 000	334, 900				
135		303, 400	335, 300				
136		303, 800	335, 700				

		304,000	336,000				
137		304,300	336,400				
138		304,700	336,800				
139		305,100	337,200				
140							
141		305,300	337,500				
142		305,700	337,900				
143		306,100	338,300				
144		306,400	338,700				
145		306,500	339,000				
146		306,900	339,400				
147		307,300	339,800				
148		307,700	340,200				
149		307,900	340,500				
150		308,200	340,900				
151		308,500	341,300				
152		308,800	341,700				
153		309,200	342,000				
154		309,500					
155		309,700					
156		310,000					
157		310,400					
158		310,700					
159		311,000					
160		311,300					
161		311,700					
162		312,000					
163		312,300					
164		312,600					
165		313,000					
166		313,300					
167		313,600					
168		313,900					
169		314,300					
再任用職員		233,200	257,800	265,100	275,500	292,600	330,400

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

高等學校等教育職員給料表

(教育職員の給与に関する条例)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
		号 級	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員	1	148,800	192,800	330,600	422,000
	2	150,300	194,500	332,900	423,800
	3	151,800	196,200	335,200	425,600
	4	153,300	197,900	337,500	427,400
	5	154,900	199,700	339,800	429,100
	6	156,800	201,400	342,100	430,700
	7	158,600	203,100	344,400	432,600
	8	160,400	204,800	346,700	434,500
	9	162,200	206,600	348,900	436,300
	10	164,300	208,500	351,100	438,100
	11	166,300	210,400	353,300	440,000
	12	168,300	212,300	355,500	441,900
	13	170,300	214,000	357,700	443,600
	14	172,500	216,000	359,700	445,500
	15	174,700	218,000	361,800	447,400
	16	176,900	220,000	363,900	449,300
役員	17	179,200	221,900	365,900	451,100
	18	181,800	224,600	367,900	453,000
	19	184,300	227,300	369,900	454,900
	20	186,800	230,000	371,900	456,800
	21	189,300	232,800	374,000	458,400
	22	191,000	235,700	376,000	460,300
	23	192,700	238,600	378,000	462,200
	24	194,400	241,500	380,000	464,000
	25	195,900	244,300	381,600	465,700
	26	197,600	247,100	383,500	467,400
	27	199,300	249,900	385,400	469,100
	28	201,000	252,700	387,300	470,800
	29	202,500	255,500	389,200	472,600
	30	204,200	258,100	391,200	474,300
	31	205,900	260,700	393,200	475,900
	32	207,600	263,300	395,200	477,600
以外の職員	33	209,200	265,700	397,100	479,300
	34	211,000	268,300	398,800	480,300
	35	212,800	270,800	400,500	481,300
	36	214,600	273,300	402,300	482,300
外員	37	216,300	275,800	403,500	483,400
	38	218,100	278,400	405,000	
	39	219,900	281,000	406,400	
	40	221,700	283,600	407,900	
	41	223,600	286,100	409,600	
	42	225,400	288,700	411,000	
	43	227,200	291,200	412,400	
	44	229,000	293,700	414,000	
職員	45	230,900	296,000	415,700	
	46	232,600	298,700	417,000	
	47	234,300	301,400	418,600	
	48	236,000	304,100	420,200	
	49	237,600	306,600	421,900	
	50	239,300	309,100	423,300	
	51	241,000	311,600	424,900	
	52	242,700	314,100	426,500	
員員	53	244,100	316,500	428,200	
	54	245,800	318,700	429,700	
	55	247,400	320,900	431,300	
	56	249,100	323,100	432,900	
	57	250,600	325,400	434,500	
	58	252,200	327,600	436,100	
	59	253,800	329,800	437,600	
	60	255,400	331,900	439,200	
	61	257,000	334,100	440,800	
	62	258,600	336,300	442,400	
	63	260,200	338,500	443,900	
	64	261,700	340,700	445,500	

		263, 200	342, 900	447, 200
65		264, 900	345, 100	448, 700
66		266, 500	347, 300	450, 300
67		268, 200	349, 500	451, 900
68				
69		269, 700	351, 500	453, 500
70		271, 200	353, 600	455, 100
71		272, 700	355, 700	456, 700
72		274, 200	357, 800	458, 300
73		275, 500	359, 600	459, 800
74		276, 900	361, 500	460, 800
75		278, 300	363, 500	461, 800
76		279, 700	365, 400	462, 800
77		281, 100	367, 400	463, 600
78		282, 300	369, 100	
79		283, 500	370, 800	
80		284, 700	372, 500	
81		286, 000	374, 200	
82		287, 200	375, 700	
83		288, 400	377, 200	
84		289, 600	378, 700	
85		290, 900	379, 800	
86		292, 100	381, 200	
87		293, 300	382, 600	
88		294, 500	384, 000	
89		295, 700	385, 300	
90		296, 900	386, 600	
91		298, 100	387, 900	
92		299, 300	389, 200	
93		300, 100	390, 600	
94		301, 300	391, 800	
95		302, 500	393, 100	
96		303, 700	394, 400	
97		304, 700	395, 800	
98		305, 800	396, 800	
99		306, 900	397, 900	
100		308, 000	399, 000	
101		308, 900	399, 900	
102		310, 000	400, 900	
103		311, 100	402, 000	
104		312, 200	403, 100	
105		312, 800	403, 900	
106		313, 700	404, 900	
107		314, 500	405, 900	
108		315, 300	406, 900	
109		316, 200	407, 800	
110		316, 700	408, 700	
111		317, 200	409, 600	
112		317, 700	410, 500	
113		318, 300	411, 100	
114		318, 800	411, 900	
115		319, 300	412, 700	
116		319, 800	413, 500	
117		320, 400	414, 300	
118		320, 900	415, 100	
119		321, 400	415, 800	
120		321, 900	416, 600	
121		322, 400	417, 200	
122		322, 800	417, 700	
123		323, 300	418, 200	
124		323, 800	418, 700	
125		324, 400	419, 100	
126		324, 800	419, 600	
127		325, 200	420, 100	
128		325, 600	420, 600	
129		325, 900	421, 000	
130		326, 300	421, 500	
131		326, 700	422, 000	
132		327, 100	422, 500	
133		327, 300	422, 900	
134		327, 500	423, 400	
135		327, 800	423, 900	
136		328, 100	424, 400	

		137	328,400	424,800		
		138	328,600			
		139	328,900			
		140	329,200			
		141	329,400			
		142	329,700			
		143	330,000			
		144	330,300			
		145	330,600			
		146	330,900			
		147	331,200			
		148	331,500			
		149	331,700			
		150	331,900			
		151	332,200			
		152	332,500			
		153	332,700			
再任用職員			234,000	277,500	335,400	421,200

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

中学校教育職員給料表

職員の区分	号 級	職務の級			
		1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	148,800	164,400	285,600	411,600
	2	150,300	166,500	288,700	413,100
	3	151,800	168,600	291,800	414,600
	4	153,300	170,800	294,900	416,100
	5	154,900	172,800	297,600	417,600
	6	156,800	175,000	300,700	419,100
	7	158,600	177,200	303,800	420,700
	8	160,400	179,400	306,900	422,300
再	9	162,200	181,700	309,900	423,700
	10	164,300	184,500	312,800	425,100
	11	166,300	187,200	315,700	426,500
	12	168,300	189,900	318,600	427,900
任	13	170,300	192,800	321,400	429,200
	14	172,500	194,500	323,700	430,600
	15	174,700	196,200	326,000	432,000
	16	176,900	197,900	328,300	433,400
用	17	179,200	199,700	330,600	434,700
	18	181,800	201,400	332,900	436,100
	19	184,300	203,100	335,200	437,400
	20	186,800	204,800	337,500	438,800
	21	189,300	206,600	339,800	439,900
	22	191,000	208,500	342,100	441,300
	23	192,700	210,400	344,400	442,600
	24	194,400	212,300	346,700	444,000
職	25	195,900	214,000	348,900	445,300
	26	197,500	216,000	350,800	446,600
	27	199,100	218,000	352,700	447,900
	28	200,700	220,000	354,600	449,200
員	29	202,400	221,900	356,500	450,500
	30	204,100	224,600	358,400	451,700
	31	205,800	227,300	360,200	452,900
	32	207,500	230,000	362,100	454,100
以	33	209,000	232,800	363,900	455,300
	34	210,700	235,700	365,700	456,200
	35	212,400	238,600	367,500	457,100
	36	214,100	241,500	369,300	458,000
外	37	215,700	244,300	371,200	458,900
	38	217,400	247,100	372,800	
	39	219,100	249,900	374,400	
	40	220,800	252,700	376,000	
の	41	222,600	255,500	377,400	
	42	224,400	258,100	378,900	
	43	226,200	260,700	380,400	
	44	228,000	263,300	381,900	
職	45	229,900	265,700	383,500	
	46	231,600	268,300	385,100	
	47	233,300	270,800	386,700	
	48	235,000	273,300	388,300	
職	49	236,700	275,800	389,800	
	50	238,400	278,400	391,300	
	51	240,100	281,000	392,800	
	52	241,800	283,600	394,300	
員	53	243,100	286,100	395,500	
	54	244,800	288,700	396,800	
	55	246,400	291,200	397,900	
	56	248,100	293,700	399,100	
員	57	249,600	296,000	400,600	
	58	251,100	298,700	401,800	
	59	252,600	301,400	403,100	
	60	254,100	304,100	404,400	
	61	255,700	306,600	405,700	
	62	257,200	309,100	406,800	
	63	258,700	311,600	408,200	
	64	260,100	314,100	409,600	

		261, 400	316, 500	410, 800
65		263, 000	318, 700	411, 900
66		264, 600	320, 900	413, 100
67		266, 100	323, 100	414, 300
68				
69		267, 800	325, 400	415, 300
70		269, 300	327, 600	416, 500
71		270, 800	329, 800	417, 700
72		272, 300	331, 900	418, 900
73		273, 600	334, 100	419, 800
74		274, 900	336, 300	420, 600
75		276, 200	338, 500	421, 400
76		277, 500	340, 700	422, 200
77		278, 900	342, 700	422, 900
78		280, 100	344, 600	423, 700
79		281, 300	346, 500	424, 500
80		282, 500	348, 400	425, 300
81		283, 800	350, 200	426, 100
82		285, 000	352, 000	426, 800
83		286, 200	353, 800	427, 400
84		287, 400	355, 600	428, 100
85		288, 500	357, 100	428, 800
86		289, 500	358, 800	429, 500
87		290, 500	360, 500	430, 200
88		291, 500	362, 100	430, 900
89		292, 600	363, 800	431, 600
90		293, 500	365, 100	432, 300
91		294, 400	366, 500	433, 000
92		295, 300	367, 900	433, 700
93		295, 800	369, 400	434, 200
94		296, 600	370, 700	
95		297, 400	372, 000	
96		298, 200	373, 300	
97		299, 100	374, 300	
98		299, 900	375, 300	
99		300, 700	376, 300	
100		301, 500	377, 300	
101		302, 400	378, 400	
102		302, 900	379, 400	
103		303, 400	380, 400	
104		303, 900	381, 400	
105		304, 100	382, 300	
106		304, 500	383, 200	
107		304, 800	384, 100	
108		305, 100	385, 100	
109		305, 300	386, 000	
110		305, 600	387, 000	
111		305, 900	388, 000	
112		306, 200	389, 000	
113		306, 400	389, 600	
114		306, 600	390, 500	
115		306, 800	391, 400	
116		307, 100	392, 300	
117		307, 400	393, 200	
118		307, 700	394, 000	
119		308, 000	394, 800	
120		308, 300	395, 600	
121		308, 400	396, 300	
122		308, 700	397, 100	
123		309, 000	397, 900	
124		309, 300	398, 700	
125		309, 500	399, 400	
126			400, 100	
127			400, 800	
128			401, 500	
129			402, 200	
130			402, 900	
131			403, 600	
132			404, 300	
133			404, 600	
134			405, 200	
135			405, 800	
136			406, 400	

	137		406,800		
	138		407,400		
	139		408,000		
	140		408,600		
	141		409,000		
	142		409,600		
	143		410,200		
	144		410,800		
	145		411,200		
	146		411,800		
	147		412,400		
	148		413,000		
	149		413,400		
再任用職員		225,200	274,200	328,600	411,000

備考 この表の適用をうける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

小学校、中学校等教育職員給料表

職員の区分	職務の級 号 級	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	円	給料月額	円
	1	148,800	164,400	285,600	411,600
	2	150,300	166,500	288,700	413,100
	3	151,800	168,600	291,800	414,600
	4	153,300	170,800	294,900	416,100
再任用	5	154,900	172,800	297,600	417,600
	6	156,800	175,000	300,700	419,100
	7	158,600	177,200	303,800	420,700
	8	160,400	179,400	306,900	422,300
任職員	9	162,200	181,700	309,900	423,700
	10	164,300	184,500	312,800	425,100
	11	166,300	187,200	315,700	426,500
	12	168,300	189,900	318,600	427,900
用職員	13	170,300	192,800	321,400	429,200
	14	172,500	194,500	323,700	430,600
	15	174,700	196,200	326,000	432,000
	16	176,900	197,900	328,300	433,400
	17	179,200	199,700	330,600	434,700
	18	181,800	201,400	332,900	436,100
	19	184,300	203,100	335,200	437,400
	20	186,800	204,800	337,500	438,800
職員	21	189,300	206,600	339,800	439,900
	22	191,000	208,500	342,100	441,300
	23	192,700	210,400	344,400	442,600
	24	194,400	212,300	346,700	444,000
	25	195,900	214,000	348,900	445,300
員	26	197,500	216,000	350,800	446,600
	27	199,100	218,000	352,700	447,900
	28	200,700	220,000	354,600	449,200
以此外の職員	29	202,400	221,900	356,500	450,500
	30	204,100	224,600	358,400	451,700
	31	205,800	227,300	360,200	452,900
	32	207,500	230,000	362,100	454,100
	33	209,000	232,800	363,900	455,300
	34	210,700	235,700	365,700	456,200
	35	212,400	238,600	367,500	457,100
	36	214,100	241,500	369,300	458,000
外の職員	37	215,700	244,300	371,200	458,900
	38	217,400	247,100	372,800	
	39	219,100	249,900	374,400	
	40	220,800	252,700	376,000	
	41	222,600	255,500	377,400	
の職員	42	224,400	258,100	378,900	
	43	226,200	260,700	380,400	
	44	228,000	263,300	381,900	
	45	229,900	265,700	383,500	
	46	231,600	268,300	385,100	
	47	233,300	270,800	386,700	
	48	235,000	273,300	388,300	
職員	49	236,700	275,800	389,800	
	50	238,400	278,400	391,300	
	51	240,100	281,000	392,800	
	52	241,800	283,600	394,300	
員	53	243,100	286,100	395,500	
	54	244,800	288,700	396,800	
	55	246,400	291,200	397,900	
	56	248,100	293,700	399,100	
	57	249,600	296,000	400,600	
	58	251,100	298,700	401,800	
	59	252,600	301,400	403,100	
	60	254,100	304,100	404,400	
	61	255,700	306,600	405,700	
	62	257,200	309,100	406,800	
	63	258,700	311,600	408,200	
	64	260,100	314,100	409,600	

		261, 400	316, 500	410, 800
65		263, 000	318, 700	411, 900
66		264, 600	320, 900	413, 100
67		266, 100	323, 100	414, 300
68		267, 800	325, 400	415, 300
69		269, 300	327, 600	416, 500
70		270, 800	329, 800	417, 700
71		272, 300	331, 900	418, 900
72		273, 600	334, 100	419, 800
73		274, 900	336, 300	420, 600
74		276, 200	338, 500	421, 400
75		277, 500	340, 700	422, 200
76		278, 900	342, 700	422, 900
77		280, 100	344, 600	423, 700
78		281, 300	346, 500	424, 500
79		282, 500	348, 400	425, 300
80		283, 800	350, 200	426, 100
81		285, 000	352, 000	426, 800
82		286, 200	353, 800	427, 400
83		287, 400	355, 600	428, 100
84		288, 500	357, 100	428, 800
85		289, 500	358, 800	429, 500
86		290, 500	360, 500	430, 200
87		291, 500	362, 100	430, 900
88		292, 600	363, 800	431, 600
89		293, 500	365, 100	432, 300
90		294, 400	366, 500	433, 000
91		295, 300	367, 900	433, 700
92		295, 800	369, 400	434, 200
93		296, 600	370, 700	
94		297, 400	372, 000	
95		298, 200	373, 300	
96		299, 100	374, 300	
97		299, 900	375, 300	
98		300, 700	376, 300	
99		301, 500	377, 300	
100		302, 400	378, 400	
101		302, 900	379, 400	
102		303, 400	380, 400	
103		303, 900	381, 400	
104		304, 100	382, 300	
105		304, 500	383, 200	
106		304, 800	384, 100	
107		305, 100	385, 100	
108		305, 300	386, 000	
109		305, 600	387, 000	
110		305, 900	388, 000	
111		306, 200	389, 000	
112		306, 400	389, 600	
113		306, 600	390, 500	
114		306, 800	391, 400	
115		307, 100	392, 300	
116		307, 400	393, 200	
117		307, 700	394, 000	
118		308, 000	394, 800	
119		308, 300	395, 600	
120		308, 400	396, 300	
121		308, 700	397, 100	
122		309, 000	397, 900	
123		309, 300	398, 700	
124		309, 500	399, 400	
125			400, 100	
126			400, 800	
127			401, 500	
128			402, 200	
129			402, 900	
130			403, 600	
131			404, 300	
132			404, 600	
133			405, 200	
134			405, 800	
135			406, 400	
136				

	137		406,800		
	138		407,400		
	139		408,000		
	140		408,600		
	141		409,000		
	142		409,600		
	143		410,200		
	144		410,800		
	145		411,200		
	146		411,800		
	147		412,400		
	148		413,000		
	149		413,400		
再任用職員		225,200	274,200	328,600	411,000

備考 この表の適用をうける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

高等学校等教育職員給料表

(市町村立学校職員の給与に関する条例)

職員の区分	職務の級	1級		2級		3級		4級	
		号	給	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円
再任用職員	1			148,800		192,800		330,600	422,000
	2			150,300		194,500		332,900	423,800
	3			151,800		196,200		335,200	425,600
	4			153,300		197,900		337,500	427,400
	5			154,900		199,700		339,800	429,100
	6			156,800		201,400		342,100	430,700
	7			158,600		203,100		344,400	432,600
	8			160,400		204,800		346,700	434,500
	9			162,200		206,600		348,900	436,300
	10			164,300		208,500		351,100	438,100
	11			166,300		210,400		353,300	440,000
	12			168,300		212,300		355,500	441,900
	13			170,300		214,000		357,700	443,600
	14			172,500		216,000		359,700	445,500
	15			174,700		218,000		361,800	447,400
	16			176,900		220,000		363,900	449,300
外の職員	17			179,200		221,900		365,900	451,100
	18			181,800		224,600		367,900	453,000
	19			184,300		227,300		369,900	454,900
	20			186,800		230,000		371,900	456,800
	21			189,300		232,800		374,000	458,400
	22			191,000		235,700		376,000	460,300
	23			192,700		238,600		378,000	462,200
	24			194,400		241,500		380,000	464,000
	25			195,900		244,300		381,600	465,700
	26			197,600		247,100		383,500	467,400
	27			199,300		249,900		385,400	469,100
	28			201,000		252,700		387,300	470,800
	29			202,500		255,500		389,200	472,600
	30			204,200		258,100		391,200	474,300
	31			205,900		260,700		393,200	475,900
	32			207,600		263,300		395,200	477,600
以職員	33			209,200		265,700		397,100	479,300
	34			211,000		268,300		398,800	480,300
	35			212,800		270,800		400,500	481,300
	36			214,600		273,300		402,300	482,300
	37			216,300		275,800		403,500	483,400
	38			218,100		278,400		405,000	
	39			219,900		281,000		406,400	
	40			221,700		283,600		407,900	
	41			223,600		286,100		409,600	
	42			225,400		288,700		411,000	
	43			227,200		291,200		412,400	
	44			229,000		293,700		414,000	
	45			230,900		296,000		415,700	
	46			232,600		298,700		417,000	
	47			234,300		301,400		418,600	
	48			236,000		304,100		420,200	
の職員	49			237,600		306,600		421,900	
	50			239,300		309,100		423,300	
	51			241,000		311,600		424,900	
	52			242,700		314,100		426,500	
	53			244,100		316,500		428,200	
	54			245,800		318,700		429,700	
	55			247,400		320,900		431,300	
	56			249,100		323,100		432,900	
	57			250,600		325,400		434,500	
	58			252,200		327,600		436,100	
	59			253,800		329,800		437,600	
	60			255,400		331,900		439,200	
	61			257,000		334,100		440,800	
	62			258,600		336,300		442,400	
	63			260,200		338,500		443,900	
	64			261,700		340,700		445,500	

		263, 200	342, 900	447, 200
65		264, 900	345, 100	448, 700
66		266, 500	347, 300	450, 300
67		268, 200	349, 500	451, 900
68				
69		269, 700	351, 500	453, 500
70		271, 200	353, 600	455, 100
71		272, 700	355, 700	456, 700
72		274, 200	357, 800	458, 300
73		275, 500	359, 600	459, 800
74		276, 900	361, 500	460, 800
75		278, 300	363, 500	461, 800
76		279, 700	365, 400	462, 800
77		281, 100	367, 400	463, 600
78		282, 300	369, 100	
79		283, 500	370, 800	
80		284, 700	372, 500	
81		286, 000	374, 200	
82		287, 200	375, 700	
83		288, 400	377, 200	
84		289, 600	378, 700	
85		290, 900	379, 800	
86		292, 100	381, 200	
87		293, 300	382, 600	
88		294, 500	384, 000	
89		295, 700	385, 300	
90		296, 900	386, 600	
91		298, 100	387, 900	
92		299, 300	389, 200	
93		300, 100	390, 600	
94		301, 300	391, 800	
95		302, 500	393, 100	
96		303, 700	394, 400	
97		304, 700	395, 800	
98		305, 800	396, 800	
99		306, 900	397, 900	
100		308, 000	399, 000	
101		308, 900	399, 900	
102		310, 000	400, 900	
103		311, 100	402, 000	
104		312, 200	403, 100	
105		312, 800	403, 900	
106		313, 700	404, 900	
107		314, 500	405, 900	
108		315, 300	406, 900	
109		316, 200	407, 800	
110		316, 700	408, 700	
111		317, 200	409, 600	
112		317, 700	410, 500	
113		318, 300	411, 100	
114		318, 800	411, 900	
115		319, 300	412, 700	
116		319, 800	413, 500	
117		320, 400	414, 300	
118		320, 900	415, 100	
119		321, 400	415, 800	
120		321, 900	416, 600	
121		322, 400	417, 200	
122		322, 800	417, 700	
123		323, 300	418, 200	
124		323, 800	418, 700	
125		324, 400	419, 100	
126		324, 800	419, 600	
127		325, 200	420, 100	
128		325, 600	420, 600	
129		325, 900	421, 000	
130		326, 300	421, 500	
131		326, 700	422, 000	
132		327, 100	422, 500	
133		327, 300	422, 900	
134		327, 500	423, 400	
135		327, 800	423, 900	
136		328, 100	424, 400	

		137	328,400			
		138	328,600			
		139	328,900			
		140	329,200			
		141	329,400			
		142	329,700			
		143	330,000			
		144	330,300			
		145	330,600			
		146	330,900			
		147	331,200			
		148	331,500			
		149	331,700			
		150	331,900			
		151	332,200			
		152	332,500			
		153	332,700			
再任用職員			234,000	277,500	335,400	421,200

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

学 校 栄 養 職 員 給 料 表

職員の区分	職務の級	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		
		号	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円
再任用職員	1		140,300		178,200		213,600		241,900		279,700	
	2		141,700		179,800		215,200		243,500		281,900	
	3		143,100		181,400		216,800		245,100		284,100	
	4		144,500		183,000		218,400		246,700		286,300	
	5		145,700		184,500		220,000		248,100		288,500	
	6		147,500		186,100		221,700		249,700		290,700	
	7		149,200		187,700		223,400		251,200		292,900	
	8		150,900		189,300		225,100		252,800		295,100	
	9		152,600		190,900		226,800		254,300		297,200	
	10		154,300		192,600		228,600		255,900		299,400	
	11		156,000		194,300		230,400		257,400		301,600	
	12		157,800		196,000		232,100		258,900		303,800	
役員	13		159,300		197,600		233,900		260,400		306,100	
	14		161,200		199,200		235,500		262,300		308,200	
	15		163,200		200,800		237,100		264,200		310,300	
	16		165,100		202,400		238,700		266,000		312,400	
	17		167,000		204,000		240,100		267,700		314,600	
	18		168,900		205,700		241,700		269,600		316,700	
	19		170,800		207,400		243,200		271,500		318,800	
	20		172,700		209,100		244,800		273,400		320,900	
	21		174,600		210,600		246,300		275,200		323,100	
	22		176,100		212,200		247,900		277,100		325,100	
	23		177,600		213,800		249,400		279,000		327,100	
	24		179,100		215,400		250,900		280,900		329,100	
役員	25		180,700		217,000		252,400		282,900		331,100	
	26		182,200		218,600		254,100		284,800		333,100	
	27		183,700		220,200		255,800		286,700		335,100	
	28		185,200		221,800		257,500		288,600		337,100	
	29		186,800		223,400		259,200		290,600		338,900	
	30		188,100		225,100		261,000		292,500		340,700	
	31		189,400		226,800		262,800		294,400		342,500	
	32		190,700		228,500		264,600		296,300		344,300	
	33		192,100		230,100		266,100		298,100		346,100	
	34		193,500		231,700		267,900		299,900		348,000	
	35		194,900		233,200		269,700		301,700		349,900	
	36		196,300		234,800		271,500		303,500		351,800	
役員	37		197,500		236,400		273,200		305,200		353,600	
	38		198,800		238,000		274,900		306,900		355,300	
	39		200,100		239,600		276,600		308,600		357,000	
	40		201,400		241,200		278,300		310,300		358,700	
	41		202,600		242,700		280,000		312,100		359,900	
	42		203,800		244,200		281,700		313,800		361,100	
	43		205,000		245,700		283,400		315,500		362,300	
	44		206,200		247,200		285,100		317,200		363,500	
	45		207,500		248,600		286,800		318,500		364,700	
	46		208,600		250,200		288,500		320,000		365,600	
	47		209,700		251,800		290,200		321,500		366,800	
	48		210,800		253,400		291,900		323,100		367,900	
役員	49		211,900		255,000		293,400		324,600		369,000	
	50		212,900		256,400		295,000		325,900		370,000	
	51		213,900		257,800		296,600		327,200		371,000	
	52		214,900		259,200		298,200		328,500		372,000	
	53		215,700		260,500		299,600		329,600		372,800	
	54		216,700		261,900		301,100		330,600		373,700	
	55		217,600		263,300		302,600		331,700		374,600	
	56		218,600		264,700		304,100		332,800		375,500	
	57		219,500		265,800		305,500		333,300		376,100	
	58		220,400		267,100		306,800		334,200		376,900	
	59		221,300		268,400		308,100		335,000		377,700	
	60		222,200		269,700		309,500		335,900		378,500	
員	61		223,200		270,800		310,800		336,700		379,000	
	62		224,200		272,100		312,100		337,100		379,700	
	63		225,200		273,400		313,400		337,800		380,400	
	64		226,300		274,700		314,700		338,500		381,100	

		227, 000	275, 900	316, 100	339, 100	381, 700
65		227, 900	277, 000	316, 900	339, 800	382, 400
66		228, 800	278, 100	317, 700	340, 500	383, 100
67		229, 700	279, 200	318, 500	341, 200	383, 800
68		230, 400	280, 300	319, 100	341, 900	384, 300
69		231, 100	281, 400	319, 800	342, 500	384, 900
70		231, 800	282, 500	320, 500	343, 100	385, 500
71		232, 500	283, 600	321, 100	343, 700	386, 100
72		233, 300	284, 500	321, 900	344, 000	386, 700
73		234, 100	285, 200	322, 200	344, 600	387, 300
74		234, 900	285, 900	322, 800	345, 200	387, 900
75		235, 700	286, 700	323, 400	345, 800	388, 500
76		236, 300	287, 500	324, 000	346, 300	389, 000
77		236, 900	288, 100	324, 500	346, 800	389, 600
78		237, 500	288, 700	325, 000	347, 300	390, 200
79		238, 100	289, 300	325, 500	347, 800	390, 800
80		238, 600	290, 000	326, 100	348, 200	391, 500
81		239, 000	290, 500	326, 600	348, 600	392, 100
82		239, 400	291, 000	327, 100	349, 000	392, 700
83		239, 800	291, 500	327, 600	349, 400	393, 300
84		240, 300	291, 700	328, 100	349, 900	394, 000
85		291, 900	328, 500	328, 500	350, 300	
86		292, 100	328, 800	329, 200	350, 700	
87		292, 300	329, 200	329, 200	351, 100	
88		292, 700	329, 600	329, 600	351, 500	
89		292, 900	330, 000	330, 000	351, 900	
90		293, 100	330, 400	330, 400	352, 300	
91		293, 300	330, 800	330, 800	352, 600	
92		293, 700	331, 300	331, 300	353, 000	
93		293, 900	331, 600	331, 600	353, 400	
94		294, 100	332, 000	332, 000	353, 800	
95		294, 400	332, 400	332, 400	354, 100	
96		294, 800	332, 600	332, 600	354, 600	
97		295, 100	333, 000	333, 000	355, 000	
98		295, 400	333, 400	333, 400	355, 400	
99		295, 700	333, 800	333, 800	355, 800	
100		296, 000	334, 000	334, 000	356, 300	
101		296, 300	334, 400	334, 400	356, 700	
102		296, 600	334, 800	334, 800	357, 100	
103		296, 900	335, 000	335, 000	357, 500	
104		297, 200	335, 100	335, 100	358, 000	
105			335, 500			
106			335, 900			
107			336, 300			
108			336, 500			
109			336, 900			
110			337, 300			
111			337, 700			
112			337, 900			
113						
再任用職員		186, 800	213, 500	245, 700	259, 300	285, 500

警 察 官 給 料 表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		号給	給料月額							
再任用警察官以外の職員	1	158,100	173,600	200,200	240,100	291,600	319,600	349,100	385,300	428,000
	2	159,800	175,400	202,200	241,900	293,900	321,900	351,400	387,500	429,900
	3	161,500	177,200	204,200	243,700	296,200	324,200	353,700	389,700	431,800
	4	163,200	179,000	206,200	245,500	298,500	326,500	356,000	391,900	433,700
	5	164,700	180,900	208,200	247,400	300,600	328,900	358,100	393,800	435,100
	6	166,600	183,200	210,200	249,300	302,900	331,100	360,300	395,800	436,800
	7	168,400	185,500	212,200	251,200	305,200	333,400	362,500	397,800	438,400
	8	170,300	187,800	214,200	253,100	307,500	335,700	364,700	399,700	440,000
	9	172,000	190,000	216,300	254,800	309,600	337,800	366,800	401,600	441,600
	10	173,700	192,600	218,100	256,700	311,900	340,100	369,000	403,600	443,300
	11	175,400	195,100	219,900	258,600	314,200	342,400	371,200	405,700	445,000
	12	177,100	197,600	221,700	260,400	316,500	344,700	373,400	407,800	446,700
	13	179,000	200,000	223,600	262,100	318,600	346,800	375,600	409,700	448,000
	14	181,100	201,800	225,500	263,700	320,900	349,000	377,800	411,800	449,600
	15	183,200	203,600	227,400	265,300	323,200	351,200	380,000	413,900	451,400
	16	185,300	205,400	229,300	266,800	325,500	353,400	382,200	416,000	453,200
警	17	187,500	207,300	231,000	268,100	327,600	355,700	384,100	417,800	454,800
	18	189,900	209,200	232,800	270,000	329,900	357,800	386,100	419,500	456,600
	19	192,300	211,100	234,600	271,800	332,100	359,900	388,200	421,200	458,400
	20	194,700	213,000	236,400	273,600	334,400	362,000	390,200	422,900	460,200
察	21	197,200	214,700	238,200	275,200	336,500	364,200	392,100	424,600	461,800
	22	199,000	216,500	239,700	277,100	338,600	366,200	394,200	426,200	463,600
	23	200,800	218,300	241,200	279,000	340,700	368,300	396,300	427,700	465,300
	24	202,600	220,100	242,700	280,900	342,800	370,400	398,400	429,300	467,100
官	25	204,500	221,800	244,200	282,600	345,000	372,400	400,200	430,700	468,700
	26	206,300	223,500	245,800	284,800	347,100	374,500	402,300	432,100	470,200
	27	208,100	225,200	247,400	287,000	349,200	376,600	404,400	433,700	471,700
	28	209,900	226,900	249,000	289,200	351,300	378,700	406,500	435,300	473,200
以	29	211,800	228,500	250,400	291,500	353,500	380,800	408,100	436,600	474,400
	30	213,600	230,300	251,800	293,500	355,600	382,900	409,900	438,300	475,200
	31	215,400	232,100	253,300	295,500	357,700	385,000	411,600	440,000	475,900
	32	217,200	233,900	254,800	297,500	359,800	387,100	413,300	441,700	476,700
外	33	218,900	235,500	256,000	299,400	361,600	389,000	415,100	443,100	477,200
	34	220,600	237,100	257,500	301,300	363,700	391,100	416,600	444,800	478,000
	35	222,300	238,700	258,900	303,200	365,700	393,200	418,200	446,500	478,800
	36	224,000	240,300	260,400	305,100	367,800	395,200	419,800	448,100	479,600
の	37	225,600	241,800	261,700	307,100	369,800	396,900	421,300	449,600	480,200
	38	227,400	243,300	263,200	309,000	371,900	398,400	422,800	450,400	481,000
	39	229,200	244,800	264,700	310,900	374,000	399,800	424,300	451,200	481,800
	40	231,000	246,300	266,100	312,800	376,100	401,200	425,800	452,000	482,600
警	41	232,600	247,800	267,500	314,700	378,100	402,600	427,400	452,400	483,200
	42	234,100	249,200	269,200	316,600	380,200	403,700	428,700	453,100	484,000
	43	235,600	250,700	270,900	318,500	382,300	404,700	430,000	453,800	484,800
	44	237,100	252,200	272,500	320,400	384,400	405,700	431,300	454,500	485,600
察	45	238,600	253,400	274,000	322,300	386,100	406,900	432,300	455,300	486,200
	46	239,900	254,900	275,700	324,200	387,800	408,100	433,100	456,000	
	47	241,200	256,300	277,400	326,100	389,500	409,300	433,900	456,700	
	48	242,500	257,800	279,100	328,000	391,200	410,500	434,700	457,400	
官	49	243,600	259,100	280,900	329,800	392,800	411,800	435,300	458,100	
	50	245,000	260,600	282,600	331,400	393,800	412,600	436,100	458,800	
	51	246,500	262,100	284,300	333,100	394,800	413,400	436,900	459,500	
	52	248,000	263,600	286,000	334,800	395,800	414,200	437,700	460,200	
官	53	249,200	264,900	287,700	336,500	397,100	414,700	438,300	460,900	
	54	250,700	266,500	289,500	338,300	398,200	415,400	439,000	461,600	
	55	252,100	268,200	291,300	340,100	399,400	416,100	439,700	462,300	
	56	253,600	269,800	293,100	341,900	400,600	416,700	440,400	463,000	
官	57	254,900	271,200	294,700	343,300	401,900	417,500	441,000	463,700	
	58	256,200	272,900	296,500	345,000	402,700	417,900	441,700	464,300	
	59	257,500	274,600	298,300	346,700	403,500	418,500	442,400	465,000	
	60	258,800	276,300	300,100	348,400	404,300	419,100	443,100	465,700	
外	61	260,100	277,900	301,700	350,100	404,800	419,700	443,800	466,400	
	62	261,500	279,500	303,500	351,800	405,500	420,300	444,400		
	63	262,900	281,100	305,300	353,500	406,200	420,900	445,000		
	64	264,300	282,700	307,100	355,200	406,900	421,500	445,600		

65	265,700	284,300	308,700	356,900	407,300	422,100	446,100	
66	267,000	285,800	310,400	358,500	408,000	422,700	446,700	
67	268,400	287,300	312,100	360,100	408,700	423,300	447,300	
68	269,800	288,800	313,800	361,700	409,400	423,900	447,900	
69	271,000	290,400	315,400	363,000	409,900	424,400	448,600	
70	272,400	292,000	316,900	364,400	410,500	425,000	449,200	
71	273,800	293,600	318,400	365,700	411,100	425,600	449,800	
72	275,200	295,200	319,900	367,100	411,700	426,200	450,400	
73	276,700	296,600	321,000	368,400	412,300	426,600	451,000	
74	278,100	298,100	322,700	369,700	412,900	427,200	451,600	
75	279,500	299,600	324,400	371,100	413,500	427,800	452,200	
76	280,900	301,100	326,100	372,400	414,100	428,400	452,800	
77	282,100	302,400	327,900	373,700	414,600	428,900	453,500	
78	283,300	303,900	329,600	374,900	415,200	429,500		
79	284,500	305,400	331,200	376,100	415,800	430,100		
80	285,700	306,900	332,900	377,300	416,300	430,700		
81	287,000	308,400	334,600	378,600	416,700	431,200		
82	288,300	309,800	336,300	379,800	417,300	431,800		
83	289,600	311,200	338,000	381,000	417,900	432,400		
84	290,900	312,600	339,700	382,200	418,500	433,000		
85	292,300	313,800	341,200	383,300	419,000	433,600		
86	293,500	315,300	342,700	383,900	419,600			
87	294,700	316,800	344,200	384,500	420,200			
88	295,900	318,300	345,700	385,100	420,700			
89	297,100	319,800	347,000	385,700	421,300			
90	298,300	321,300	348,400	386,300	421,900			
91	299,500	322,800	349,700	386,900	422,500			
92	300,700	324,300	351,100	387,500	423,100			
93	301,500	325,600	352,500	388,000	423,700			
94	302,800	327,000	354,000	388,600				
95	304,100	328,400	355,500	389,200				
96	305,400	329,800	357,000	389,800				
97	306,500	331,000	358,400	390,300				
98	307,700	332,300	359,600	390,900				
99	308,900	333,600	360,700	391,500				
100	310,100	334,900	361,900	392,100				
101	311,300	336,300	363,100	392,500				
102	312,400	337,400	364,200	393,100				
103	313,500	338,600	365,400	393,700				
104	314,600	339,800	366,600	394,300				
105	315,400	340,900	367,800	394,600				
106	316,000	342,000	368,400	395,100				
107	316,600	343,100	369,000	395,600				
108	317,300	344,200	369,600	396,100				
109	317,800	345,400	370,300	396,400				
110	318,400	346,400	370,900	396,900				
111	319,000	347,400	371,500	397,400				
112	319,600	348,400	372,100	397,900				
113	320,400	349,300	372,600	398,200				
114	321,100	350,300	373,200	398,700				
115	321,800	351,300	373,800	399,200				
116	322,600	352,300	374,400	399,700				
117	323,200	353,400	374,800	400,100				
118	324,000	354,000	375,400	400,600				
119	324,800	354,600	376,000	401,100				
120	325,600	355,200	376,600	401,600				
121	326,200	355,700	376,700	402,000				
122	326,700	356,200	377,300	402,500				
123	327,200	356,700	377,900	403,000				
124	327,700	357,200	378,500	403,500				
125	328,000	357,700	379,000	403,900				
126		358,200	379,500					
127		358,700	380,000					
128		359,200	380,500					
129		359,600	380,800					
130		360,100	381,300					
131		360,500	381,800					
132		361,000	382,300					
133		361,200	382,600					
134		361,700	383,100					
135		362,200	383,500					
136		362,700	384,000					

			363,000	384,300						
	137		363,400	384,800						
	138		363,900	385,300						
	139		364,400	385,800						
	140									
	141		364,700	386,100						
	142		365,200							
	143		365,700							
	144		366,200							
	145		366,500							
再任用警察官		239,400	251,100	255,400	291,500	308,800	323,200	347,300	383,100	415,400

別記第2

号 級	給料月額
1	398,000 円
2	459,000
3	522,000
4	605,000
5	704,000
6	804,000

別記第3

号 級	給料月額
1	375,000 円
2	424,000
3	477,000
4	541,000
5	617,000
6	721,000
7	844,000

別記第4

特定業務等従事任期付職員行政職給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
給料月額	円 144,500	円 213,400	円 257,600	円 277,800	円 293,200	円 319,100	円 361,600	円 395,400	円 447,500

備考

- 1 この表は、他の給料表の適用を受けるすべての特定業務等従事任期付職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける特定業務等従事任期付職員のうち、その職務の級が1級である特定業務等従事任期付職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、人事委員会規則で定めるところにより、158,700円又は178,800円とする。

特定業務等従事任期付職員研究職給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
給料月額	円 145,200	円 194,800	円 286,900	円 330,100	円 389,800

備考

- 1 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する特定業務等従事任期付職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける特定業務等従事任期付職員のうち、その職務の級が1級である特定業務等従事任期付職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、163,500円とする。

特定業務等従事任期付職員医療職給料表(2)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
給料月額	円 174,600	円 184,500	円 245,700	円 259,300	円 285,500	円 327,000	円 370,000

備考

- 1 この表は、病院、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、診療放射線技師、栄養士その他の特定業務等従事任期付職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける特定業務等従事任期付職員のうち、その職務の級が2級で職種が獣医師であるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、204,000円とする。

特定業務等従事任期付職員医療職給料表(3)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
給料月額	円 159,000	円 198,300	円 265,100	円 275,500	円 292,600	円 330,400

備考

- 1 この表は、病院、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の特定業務等従事任期付職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける特定業務等従事任期付職員のうち、その職務の級が2級で職種が保健師又は助産師であるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、206,900円とする。

別記第5

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員行政職給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
給料月額	円 144,500	円 213,400	円 257,600	円 277,800	円 293,200	円 319,100	円 361,600	円 395,400	円 447,500

備考

- 1 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が1級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、人事委員会規則で定めるところにより、158,700円又は178,800円とする。

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員研究職給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
給料月額	円 145,200	円 194,800	円 286,900	円 330,100	円 389,800

備考

- 1 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が1級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、163,500円とする。

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員医療職給料表(2)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
給料月額	円 174,600	円 184,500	円 245,700	円 259,300	円 285,500	円 327,000	円 370,000

備考

- 1 この表は、病院、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、診療放射線技師、栄養士その他の育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が2級で職種が獣医師であるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、204,000円とする。
- 3 この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が1級で職種が栄養士であるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、163,200円とする。

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員医療職給料表(3)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
給料月額	円 159,000	円 198,300	円 265,100	円 275,500	円 292,600	円 330,400

備考

- 1 この表は、病院、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が2級で職種が保健師又は助産師であるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、206,900円とする。

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員高等学校等教育職員給料表(1)

職務の級	1級	2級	3級	4級
給料月額	円 154,900	円 199,700	円 335,400	円 421,200

備考

- 1 この表は、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で教育職員の給与に関する条例第2条第1号及び第2号に規定する職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が1級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、人事委員会規則で定めるところにより、174,700円又は195,900円とする。
- 3 この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が3級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給料月額は、この表の額に7,700円を加算した額とする。

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員中学校教育職員給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級
給料月額	円 154,900	円 177,200	円 328,600	円 411,000

備考

- 1 この表は、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で教育職員の給与に関する条例第2条第3号に規定する職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が1級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、人事委員会規則で定めるところにより、174,700円又は195,900円とする。
- 3 この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が2級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、199,700円とする。
- 4 この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が3級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給料月額は、この表の額に7,500円を加算した額とする。

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員警察官給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
給料月額	円 164,700	円 251,100	円 255,400	円 291,500	円 308,800	円 323,200	円 347,300	円 383,100	円 415,400

備考

- 1 この表は、警察官の育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が1級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、人事委員会規則で定めるところにより、197,200円とする。

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員小学校、中学校等教育職員給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級
給料月額	円 154,900	円 177,200	円 328,600	円 411,000

備考

- 1 この表は、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で市町村立学校職員の給与に関する条例第2条第1項第1号に規定する職員のうち学校栄養職員及び事務職員を除いたものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が1級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で教育委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、教育委員会規則で定めるところにより、174,700円又は195,900円とする。
- 3 この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が2級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で教育委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、199,700円とする。
- 4 この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が3級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給料月額は、この表の額に7,500円を加算した額とする。

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員高等学校等教育職員給料表(2)

職務の級	1級	2級	3級	4級
給料月額	円 154,900	円 199,700	円 335,400	円 421,200

備考

- 1 この表は、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で市町村立学校職員の給与に関する条例第2条第1項第2号に規定する職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が1級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で教育委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、教育委員会規則で定めるところにより、174,700円又は195,900円とする。
- 3 この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が3級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給料月額は、この表の額に7,700円を加算した額とする。

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員学校栄養職員給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
給料月額	円 163,200	円 184,500	円 245,700	円 259,300	円 285,500

備考 この表は、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で市町村立学校職員の給与に関する条例第2条第1項第1号に規定する職員のうち学校栄養職員に適用する。